

日本商標法

(昭和三十四年法律第二百二十七号；最終更新：平成三十年十二月七日公布（平成三十年法律第八十八号）
改正；施行日：令和元年七月一日）

(1959年4月13日法律第127號公布；2018年12月7日法律第88號最後修正；2019年7月1日施行¹)

目次

[第一章](#) 総則（第一条・第二条）

第一章 總則（第一條・第二條）

[第二章](#) 商標登録及び商標登録出願（第三条―第十三条の二）

第二章 商標註冊及商標註冊申請（第三條―第十三條之二）

[第三章](#) 審査（第十四条―第十七条の二）

第三章 審査（第十四條―第十七條之二）

[第四章](#) 商標権

第四章 商標權

[第一節](#) 商標権（第十八条―第三十五条）

第一節 商標權（第十八條―第三十五條）

[第二節](#) 権利侵害（第三十六条―第三十九条）

第二節 權利侵害（第三十六條―第三十九條）

[第三節](#) 登録料（第四十条―第四十三条）

第三節 註冊費（第四十條―第四十三條）

[第四章の二](#) 登録異議の申立て（第四十三条の二―第四十三条の十五）

第四章之二 註冊異議之提出（第四十三條之二―第四十三條之十五）

¹ 日本商標法修正沿革，請參 <http://nomenclator.la.coocan.jp/ip/suprev/rev/tm.htm#r070>

[第五章](#) 審判（第四十四條—第五十六條之二）
第五章 審判（第四十四條—第五十六條之二）

[第六章](#) 再審及び訴訟（第五十七條—第六十三條）
第六章 再審及訴訟（第五十七條—第六十三條）

[第七章](#) 防護標章（第六十四條—第六十八條）
第七章 防護標章（第六十四條—第六十八條）

[第七章之二](#) マドリッド協定の議定書に基づく特例
第七章之二 基於馬德里協定議定書之特例

[第一節](#) 国際登録出願（第六十八條之二—第六十八條の八）
第一節 國際商標申請（第六十八條之二—第六十八條之八）

[第二節](#) 国際商標登録出願に係る特例（第六十八條の九—第六十八條の三十一）
第二節 國際商標註冊申請之特例（第六十八條之九—第六十八條之三十一）

[第三節](#) 商標登録出願等の特例（第六十八條之三十二—第六十八條之三十九）
第三節 商標註冊申請等之特例（第六十八條之三十二—第六十八條之三十九）

[第八章](#) 雑則（第六十八條之四十一—第七十七條之二）
第八章 雑則（第六十八條之四十一—第七十七條之二）

[第九章](#) 罰則（第七十八條—第八十五條）
第九章 罰則（第七十八條—第八十五條）

第一章 総則 [回首頁](#)

第一章 總則

（目的）

第一条 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業

務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

(目的)

第一條 本法目的在於透過保護商標，以維護商標使用者業務上之信用，促進產業之發展，並保護消費者之利益。

(定義等)

第二條 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 商品又は商品の包装に標章を付する行為

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを用いて役務を提供する行為

五 役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為

六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為

七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号及び第二十六条第三項第三号において同

じ。)により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為

八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

九 音の標章にあつては、前各号に掲げるもののほか、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務の提供のために音の標章を発する行為

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げることが含まれるものとする。

一 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章 商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすること。

二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合（商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。）において、当該記録媒体に標章を記録すること。

5 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

6 この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

（定義等）

第二條 本法所稱「商標」指以人之感官可直接識別之標章中，以文字、圖形、記號、立體形狀或顏色，或其聯合式、聲音或其他以政令所規定之標章（以下稱為「標章」。）而屬以下各款者：

一、以生產、證明或售讓為業者使用於其商品上者。

二、以提供、或證明服務為業者使用於其服務上者（前款所列者除外）。

2 前項第二款的服務，包含於零售及批發業務中對顧客所提供之便捷服務。

3 本法所稱標章之「使用」，為下列之行為：

一、在商品或商品之包裝上附加標章之行為。

二、將已在商品或商品之包裝上附加標章之物轉讓或交付，或以轉讓、交付為

- 目之展示、輸出、輸入、或透過電氣通信迴路而提供之行為。
- 三、提供服務時，於供被服務者所利用之物（包括轉讓、或租賃之物。以下亦同。）上附加標章之行為。
- 四、提供服務時，於被服務者所利用之物上附加標章，而用之以提供服務之行為。
- 五、以提供服務為目的，展示已貼附標章而供服務所用之物（包括於提供服務時，供被服務者所利用之物。以下亦同。）之行為。
- 六、提供服務時，於與該服務之提供有關之被服務者之物上，附加標章之行為。
- 七、以電磁方法（以電子方法、磁氣方法，及其他無法由人之感官所直接認識之方法。於下款及第二十六條第三項第三款同。）於影像上提供服務，將標章顯示於影像以提供服務之行為。
- 八、於商品或服務之廣告，價目表或交易文書上附加標章而展示、散佈；或於以此等內容作成之資訊中附加標章而以電磁方法提供之行為。
- 九、聲音標章除前列各款以外，為轉讓或交付商品、或提供服務之目的，發出聲音標章之行為。
- 十、其他前揭各款以外，政令所規定之行為。
- 4 前項所謂在商品及其他之物上附加標章，關於以下各款所列之標章，應包含於前揭各款之事項：
- 一、文字、圖形、記號或立體形狀或其聯合式，或此等與顏色之聯合式標章，將商品或其包裝、及用以提供服務之物，以及商品或服務之廣告，做成標章之形狀。
- 二、聲音標章，以儲存媒體附著於商品、用以提供服務之物、商品或服務有關之廣告（包含以儲存媒體附著於商品、用以提供服務之物、商品或服務有關之廣告本身），存載於儲存媒體之標章。
- 5 本法稱「註冊商標」，謂業經註冊之商標。
- 6 本法所稱商品之類似範圍包括服務在內，而服務之類似範圍包括商品在內。

第二章 商標登録及び商標登録出願 [回首頁](#)

第二章 商標註冊及商標註冊之申請

（商標登録の要件）

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 二 その商品又は役務について慣用されている商標
 - 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
 - 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標
- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

（商標註冊之要件）

第三條 欲使用商標於自己營業之商品或服務者，除下列之商標外，可以取得商標之註冊：

- 一、僅由該商品或服務之普通名稱，按普通使用之方法予以表示之標識所構成之商標。
- 二、該商品或服務所慣常使用之商標。
- 三、僅由以普通方式表示其商品之產地、銷售地、品質、原材料、效能、用途、形狀（包含包裝之形狀。第二十六條第一項第二款及第三款亦同。）、生產或使用方法、時間或其他特徵、數量或價格或該等提供服務的場所、品質、提供服務所用之物品、效能、用途、態様、提供方法或時間或其他特徵、數量或價格之標識所組成之商標。
- 四、僅由以常見之姓或名稱，依普通使用之方法表示之標章所構成之商標。
- 五、僅由極為簡單且常見之標章所構成之商標。
- 六、除前述五款以外，消費者無法識別該商品或服務與某人之營業有關之商標。

2 前項第三款至第五款之商標經使用之結果，消費者已可認識其為某人營業有關之商品或服務時，即使符合同項之規定，得取得商標之註冊。

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

- 一 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
- 二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
- 三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）
 - イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
 - ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの
- 四 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標
- 七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）
- 九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）
- 十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの
- 十三 削除
- 十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第十号から前号までに掲げるものを除く。）
- 十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標
- 十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているもの

を有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

十八 商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。

3 第一項第八号、第十号、第十五号、第十七号又は第十九号に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

（不能取得商標註冊之商標）

第四條 下列各款之商標，即使符合前條之規定，仍不得註冊：

- 一、與國旗、菊花徽章、勳章、獎章、或外國國旗同一或近似者。
- 二、與通商產業大臣所指定巴黎公約（指於一九〇〇年十二月十四日在布魯塞爾、一九一一年六月二日在華盛頓、一九二五年十一月六日在海牙、一九三四年六月二日在倫敦、一九五八年十月三十一日在里斯本及一九六七年七月十四日在斯德哥爾摩改正之關於保護工業所有權之一八八三年三月二十日巴黎條約。以下均同）之同盟國、世界貿易組織會員國或商標法條約締約國之國徽及其他紀念章（巴黎公約同盟國、世界貿易組織會員國或商標法條約締約國之國旗除外）同一或近似者。
- 三、與通商產業大臣所指定表示聯合國或其他國際機構（第二目所指「國際機構」）之標章相同或近似（下列各目除外）者。
 - （一）與消費者廣泛認識其為表示自己營業商品或服務之商標相同或近似，使用於同一或類似之商品或服務者。
 - （二）與表示國際機構略稱之標章相同或近似，使用於商品或服務，不致與該

國際機構產生相關連之誤認誤信者。

- 四、關於限制使用紅十字標章及其名稱之法律（西元一九四七年年法律第一百五十九號）第一條之標章或名稱或保護武力攻擊狀態中國民之措施有關法律（西元二〇〇四年法律第一百十二號）第一百五十八條第一項之特殊標章構成相同或近似者
- 五、與通商產業大臣所指定日本國或巴黎公約同盟國、世界貿易組織會員國或商標法條約締約國之政府或地方公共團體之監督用或證明用之印章或記號相同或近似，並用於與該印章或記號所使用之商品或服務同一或類似商品之商標者。
- 六、與表示國家或地方公共團體或其機構，不以營利為目的之公益團體或不以營利為目的之公益事業之著名標章構成相同或近似之商標。
- 七、有妨害公共秩序或善良風俗之虞之商標。
- 八、包含他人肖像、或他人之姓名、名稱、著名雅號、藝名或筆名、或此等之著名簡稱之商標（但已取得他人同意者，不在此限）。
- 九、與政府或地方公共團體（以下簡稱「政府等」）舉辦之博覽會、或政府等以外之人舉辦之博覽會符合特許廳長官訂定之基準、外國政府等或經其許可所舉辦之國際性博覽會頒發之獎賞標章有同一或近似商標（但獲獎人以其標章作為商標之一部使用者，不在此限）。
- 十、與消費者廣泛認識其為表示他人營業商品或服務之商標相同或近似，使用於同一或類似之商品或服務者。
- 十一、與申請註冊日以前已申請註冊之他人註冊商標相同或近似，並使用於該商標註冊之指定商品或指定服務（指依第六條第一項（包括第六十八條第一項規定準用之情形）規定指定之商品或服務，以下均同）同一或類似商品或服務之商標。
- 十二、與他人註冊之防護標章（指已註冊為防護標章之標章，以下同）同一之商標，並使用於該防護標章註冊之指定商品或指定服務者。
- 十三、刪除
- 十四、與依植物種苗法（西元一九九八年法律第八十三號）第十八條第一項規定註冊之品種名稱同一或近似，並使用於該種苗同一或類似之商品或服務之商標。
- 十五、與他人營業之商品或服務發生混淆誤認之虞之商標（第一款至前款所列者除外）。
- 十六、有對商品品質或服務品質發生誤認誤信之虞之商標。
- 十七、特許廳長所指定、表示日本之葡萄酒或蒸餾酒產地之標章，或禁止作為

世界貿易組織成員以外地域所産葡萄酒或蒸餾酒産地標章使用的、表示該成員の葡萄酒或蒸餾酒産地の標章，作為該産地以外地域所産葡萄酒或蒸餾酒産地標識使用的商標。

十八、僅由商品等（指商品或商品之包裝或服務。第二十六條第一項第五款者亦同。）當然具有之特徵所構成，該商標為政令規定者。

十九、日本國內或國外之消費者廣泛認識之商標於表彰他人之營業有關之商品或服務上，以相同或近似商標，以不正當的目的（獲得不正當利益之目的，加害於他人之目的、其他不正當之目的謂之。以下亦同）使用之（前各款所列之事項除外）。

2 國家或地方公共團體或其機關，不以營利為目的之公益團體或不以營利為目的之公益事業，就前項第六款之商標申請商標註冊時，不適用該款之規定。

3 第一項第八款、第十款第十五款、第十七款或第十九款規定之商標，於商標註冊之申請時，如未具備各該款規定情事者，不適用各該規定。

（商標登録出願）

第五條 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録を受けようとする商標

三 指定商品又は指定役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標

二 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（前号に掲げるものを除く。）

三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。）

四 音からなる商標

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標

3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字（以下「標準文字」という。）のみによつて商標登録を受けようとするときは、

その旨を願書に記載しなければならない。

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

(商標登録申請)

第五條 申請商標登録者、應向特許廳長官提出記載下列事項之申請書及附加必要的文件：

一、商標登録申請人之姓名或名稱及其住所或居所。

二、希望取得註冊之商標。

三、指定商品或指定服務及第六條第二項政令規定之商品或服務類別。

2 下列各款之商標，在提出商標註冊時，必須在申請書記載其意旨。

一、與商標有關之文字、圖形、記號、立體形狀或顏色之變化者；其變化前後過程之文字、圖形、記號、立體形狀或顏色或其結合之商標。

二、立體形狀（包含文字、圖形、記號或顏色或其結合或與其結合。）構成之商標（除前款規定外。）

三、僅由顏色所組成之商標（除第一款規定外。）。

四、由聲音組成之商標

五、前揭各款以外，經濟產業省令規定之商標。

3 申請商標註冊之商標僅僅由特許廳長官指定之文字所構成，於申請商標註冊時，應於申請書中載明其意旨。

4 申請註冊經濟產業省令規定之商標時，依經濟產業省令之規定，應於申請書記載該商標之詳細說明，及檢附經濟產業省規定之附件

5 前項之記載及附件，應於申請註冊特定商標為之。

6 申請商標註冊之商標的顏色與記載該商標之欄位中顏色相同時，該顏色不視為商標之一部分，但明確劃定添附的顏色範圍，並表明及記載欄中之顏色相

同的顏色部分，不在此限。

（出願の日の認定等）

第五條之二 特許庁長官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合を除き、商標登録出願に係る願書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。
- 二 商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が商標登録出願人を特定できる程度に明確でないと認められるとき。
- 三 願書に商標登録を受けようとする商標の記載がないとき。
- 四 指定商品又は指定役務の記載がないとき。

2 特許庁長官は、商標登録出願が前項各号の一に該当するときは、商標登録を受けようとする者に対し、相当の期間を指定して、商標登録出願について補完をすべきことを命じなければならない。

3 商標登録出願について補完をするには、手続の補完に係る書面（以下「手続補完書」という。）を提出しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項の規定により商標登録出願について補完をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間内にその補完をしたときは、手続補完書を提出した日を商標登録出願の日として認定しなければならない。

5 特許庁長官は、第二項の規定により商標登録出願について補完をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標登録出願を却下することができる。

（申請日之認定等）

第五條之二 特許廳長官，除下列規定情形之一者外，應以提出商標註冊申請書之日認定為商標註冊申請之日：

- 一、無法明確認定希望取得商標註冊的意思表示。
- 二、未記載商標註冊申請人之姓名或名稱，或該記載尚未達到足以確定商標註冊申請人的清晰程度。
- 三、申請書中未記載希望取得註冊的商標。
- 四、未記載指定商品或指定服務。

- 2 有前項各款規定情形之一時，特許廳長官必須指定一定期間，命令希望取得商標註冊的人補正其商標註冊申請。
- 3 補正商標註冊申請，必須提出補正程序相關書面（以下稱「程序補正書」。）
- 4 依第二項規定經命令應該補正商標註冊申請之人依同項規定在指定期限內進行補正時，特許廳長官必須將提出程序補正書之日認定為商標註冊申請之日。
- 5 依第二項規定經命令應該補正商標註冊申請的人未依同項規定在指定期限內進行補正時，特許廳長官應不受理該商標註冊申請。

（一商標一出願）

第六條 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

- 2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。
- 3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

（一商標一申請）

第六條 商標註冊申請，應以一商標，指定使用於一個或二個以上商品或服務類別分別提出。

- 2 前項指定，應符合政令規定之商品或服務分類。
- 3 前項商品或服務之分類，並非認定商品或服務之類似範圍。

（団体商標）

第七條 一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

- 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。
- 3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

(團體商標)

第七條 一般社團法人及其他社團（沒有法人資格的社團及企業除外）、事業協會或其他按照特別法律成立的協會（沒有法人資格的除外）、或相當於此之外國法人，對於讓其成員使用的商標，應當申請團體商標註冊。

2 在前項中適用第三條第一項規定時，同項中的「自己的」應替換為「自己或其成員的」。

3 依第一項規定申請團體商標註冊者，於第五條第一項的商標註冊申請中應向特許廳長官提出證明其屬於第一項規定法人之書面證明文件。

(地域団体商標)

第七條の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、「商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

二 地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標

三 地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であつて、普通に用いられ

る方法で表示するもののみからなる商標

2 前項において「地域の名称」とは、自己若しくはその構成員が商標登録出願前から当該出願に係る商標の使用をしている商品の産地若しくは役務の提供の場所その他これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域の名称又はその略称をいう。

3 第一項の場合における第三条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

4 第一項の規定により地域団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が組合等であることを証明する書面及びその商標登録出願に係る商標が第二項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類を特許庁長官に提出しなければならない。

（地域団体商標）

第七條之二 事業協會或依其他特別法律設立的協會（沒有法人資格的除外，限於依特別法設立、沒有正當理由不得拒絕具有成員資格者加入之協會，或依特別法設立、不得給希望加入的成員規定比已經加入的成員更為嚴苛條件之協會）、商工會、商工會議所或特定非營利活動促進法（西元一九九八年法律第七號）第二條所定之特定非營利活動法人或相當於此的外國法人（以下稱為「協會等」）讓其成員使用的商標，具備下列情形之一時，如果該商標的使用讓消費者廣泛知悉其屬於自己或其成員所屬業務的商品或服務的標章時，儘管有第三條之規定（同條第一項第一款及第二款規定之情形除外），都可以取得地域團體商標註冊：

- 一、僅由地域名稱及自己或其成員業務所屬商品或服務的普通名稱採用普通使用方法表示的文字構成的商標。
- 二、僅由地域名稱及自己或其成員業務所屬商品或服務的慣用名稱採用普通使用方法表示的文字構成的商標。
- 三、僅由地域名稱及自己或其成員業務所屬商品或服務的普通名稱或慣用名稱採用普通使用方法表示的文字以及表示商品產地或服務提供地時，附加的慣用文字採用普通使用方法表示構成的商標。

2 前項中所稱的地域名稱，指自己或其成員在商標註冊申請之前該申請所使用的商品產地或服務提供地或在相同的程度內被認為與該商品或服務具有密切

關係的地域名稱或其略稱。

3 在第一項中適用第三條第一項（限於第一款及第二款規定之情形）時，同項中的「自己的」應替換為「自己或其成員的」。

4 依第一項規定希望取得地域團體商標註冊者，於第五條第一項的商標註冊申請中，應向特許廳長官提出證明其屬於協會等的書面文件及證明申請註冊的商標包含第二項規定地域名稱之必要書面文件。

（先願）

第八條 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときは、商標登録出願人の協議により定めたとの商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。

3 商標登録出願が放棄され取り下げられ若しくは却下されたとき、又は商標登録出願について査定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

4 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を商標登録出願人に命じなければならない。

5 第二項の協議が成立せず、又は前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、特許庁長官が行う公正な方法によるくじにより定めたとの商標登録出願人のみが商標登録を受けることができる。

（先申請）

第八條 不同日有二人以上指定使用於相同或類似商品或服務上，以相同或近似商標申請商標註冊時，只有最先的商標註冊申請人能夠取得該商標的註冊。

2 同日有二人以上指定使用於相同或類似商品或服務上，以相同或近似商標申請商標註冊時，只有經過商標註冊申請人協商確定的其中一人能夠取得該商標的註冊。

3 商標註冊申請被拋棄、撤回或不受理時，或針對商標註冊申請作出的核駁審定或審決確定時，該商標註冊申請在適用前二項規定的情況下，視為自始不

存在。

4 在第二項規定的情況下，特許廳長官應當指定一定期間，命商標註冊申請人進行協商並報告協商結果。

5 第二項規定協議不成立，或在前項規定的指定期間內沒有報告時，特許廳長官應當採用公正方法抽籤決定其中一個申請人為能夠取得商標註冊的人。

（出願時の特例）

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面（次項及び第四項において「証明書」という。）を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

3 証明書を提出する者が前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により証明書を提出することができる期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

（申請時的特例）

第九條 在政府等舉辦的展覽會或政府等以外之人舉辦者，符合特許廳長官所定基準者，或在巴黎公約成員國、世界貿易組織會員或商標法條約的締約國領域內由其政府等或經過政府許可的人舉辦的國際展覽會上，或巴黎公約成員國、世界貿易組織成員或商標法條約締約國以外的國家領域內由其政府或經過政府同意的人舉辦者，符合特許廳長官所定基準者，展出的商品或服務上使用的商標，使用該商標進行商品或服務展出的展出者自展出之日起六個月內將展出的商品或服務作為指定商品或指定服務申請商標註冊者，該商標註冊申請視為展出之日提出的申請。

2 欲適用前項規定提出商標註冊申請者，應將記載該聲明的書面文件與商標註冊之申請一併向特許廳長官提出，並應自提出申請之日起三十日內，向特許廳長官提出證明申請註冊的商標及其指定商品或服務屬於同項規定的商標及商品或服務的書面文件（指第三項及第四項所稱「證明書」。）。

3 證明書提出者無法於前項規定期間提出證明書時，縱使該期間經過後，限於在經濟產業省令規定之期限內，依經濟產業省令之規定，得將證明書提出特許廳長官。

4 證明書提出者因不可歸責於己之事由，依前項於期間內無法提出證明書時，即使符合同項之規定，於其原因消滅日後十四日（在日本國內無住居所者二個月）內，並於遲誤期間經過後六個月內，得將證明書提出特許廳長官。

（パリ条約の例による優先権主張）

第九條の二 パリ条約の同盟国でされた商標（第二条第一項第二号に規定する商標に相当するものに限る。）の登録の出願に基づく優先権は、同項第一号に規定する商標に相当する商標の登録の出願に基づく優先権についてパリ条約第四条に定める例により、これを主張することができる。

（依照巴黎公約之規定主張優先權）

第九條之二 已經在巴黎公約成員國境內提出商標（限於與第二條第一項第二款規定的商標相當的商標）註冊申請的，可以該相當於同項第一款規定的商標註冊申請為基礎，按照巴黎公約第四條的規定主張優先權。

第九条之三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、商標登録出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。）	世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。）又は商標法条約の締約国の国民	パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国

第九條之三 下表上欄所列者以下欄所列國家中提出之商標註冊申請案為基礎，得依巴黎公約第四條之規定主張優先權：

日本國民或巴黎公約成員國國民（包含依巴黎公約第三條之規定視為成員國之國民者。）	世界貿易組織會員或商標法條約之締約國
世界貿易組織會員國民（指設立世界貿易組織馬拉喀什協定附屬書一C第一條之三規定會員國民。）或商標法條約締約國國民	巴黎公約成員國、世界貿易組織會員或商標法條約締約國

（指定商品等又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨変更）

第九条の四 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があつた後に認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

（指定商品等或申請註冊之商標補正及實質變更）

第九條之四 如在商標權註冊後，對申請書中記載之指定商品或指定服務或申請註冊之商標進行補正，認定為實質變更時，該商標註冊申請視為在提出程序補正文件時提出申請。

（商標登録出願の分割）

第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であつて、かつ、当該商標登録出願について第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第十三条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

（商標登録申請的分割）

第十條 在商標註冊申請審查、審判或再審過程中或針對拒絕商標註冊申請的審決進行訴訟的過程中，而且僅在商標註冊申請已依第七十六條第二項規定繳納規費的情況下，商標註冊申請人可以將兩種以上商品或服務作為指定商品或指定服務的商標註冊申請的一部分，分割為一件或二件以上的新的商標註冊申請。

2 前項情形下，新的商標註冊申請，視為在原来的商標註冊申請日提出的申請。但是，在第九條第二項、第十三條第一項中準用特許法（昭和三十四年法律第一百二十一號）第四十三條第一項及第二項（包括第十三條第一項中準用同法第四十三條之三第三項的情形）規定時，不在此限。

3 依第一項規定提出新的商標註冊申請時，應當將原有商標註冊申請提出的書面或書面文件中依第九條第二項或第十三條第一項中準用特許法第四十三條第一項及第二項（包括第十三條第一項中準用同法第四十三條之三第三項的情形）規定提出的新的商標註冊申請，應提出的部分及新的商標註冊申請同時提

出給特許廳長官。

（出願の変更）

第十一条 商標登録出願人は、団体商標の商標登録出願を通常商標登録出願（団体商標の商標登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外の商標登録出願をいう。以下同じ。）又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。

2 商標登録出願人は、地域団体商標の商標登録出願を通常商標登録出願又は団体商標の商標登録出願に変更することができる。

3 商標登録出願人は、通常商標登録出願を団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができる。

4 前三項の規定による商標登録出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

5 第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更があつたときは、もとの商標登録出願は、取り下げたものとみなす。

6 前条第二項及び第三項の規定は、第一項から第三項までの規定による商標登録出願の変更の場合に準用する。

（申請変更）

第十一條 商標註冊申請人可以將團體商標註冊申請變更為一般商標註冊申請（指團體商標註冊申請及地域團體商標註冊申請以外的商標註冊申請。以下規定相同）或地域團體商標註冊申請。

2 商標註冊申請人可以將地域團體商標註冊申請變更為一般商標註冊申請或團體商標註冊申請。

3 商標註冊申請人可以將一般商標註冊申請變更為團體商標註冊申請或地域團體商標註冊申請。

4 在商標註冊申請作出的審定或審決確定後，不得再依前三項規定提出變更商標註冊申請。

5 依第一項至第三項規定提出變更商標註冊申請後，原來的商標註冊申請視為撤回。

6 前條第二項及第三項之規定，準用依第一項至第三項規定提出變更商標註冊申請的情形。

第十二条 防護標章登録出願人は、その防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができる。

2 前項の規定による出願の変更は、防護標章登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第十条第二項及び第三項並びに前条第五項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第十二條 防護標章註冊申請人可以將其防護標章註冊申請變更為商標註冊申請。

2 前項規定之變更申請，於防護標章註冊申請之審定或審決確定後，不得為之。

3 第十條第二項及第三項及前條第五項之規定，於依第一項規定之變更申請，準用之。

（出願公開）

第十二条之二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標（第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。以下同じ。）

四 指定商品又は指定役務

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（申請的公開）

第十二條之二 特許廳長官於商標註冊申請後，應公開申請案。

2 公開申請案，應當在商標公報上刊載下列事項。但是，如果第三項及第四項所列事項，特許廳長官認為在商標公報上刊載該事項，有妨害公共秩序或善良風俗之虞時，不在此限。

- 一、商標註冊申請人之姓名或名稱及其住所或居所。
- 二、商標註冊申請之案號及年月日。
- 三、在申請書上記載之商標（依第五條第三項規定的情形時，指按照標準文字記載的商標。以下規定相同）。
- 四、指定商品或指定服務。
- 五、上述各項所列事項以外之其他必要事項。

（特許法の準用）

第十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで及び第七項から第九項まで並びに第四十三条の三第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時」と、同条第二項中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したもの」と、「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同条第七項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても」と、「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「経済産業省令で定めるところにより、同項に規定する書類」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「第二項に規定する書類」と、「その書類又は書面」とあるのは「その書類」と、同条第九項中「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「第二項に規定する書類」と、同法第四十三条の三第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と、「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

2 特許法第三十三条第一項から第三項まで及び第三十四条第四項から第七

項まで（特許を受ける権利）の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。

（特許法的準用）

第十三條 特許法第四十三條第一項至第四項及第七項至第九項、第四十三條之三第二項及第三項之規定，準用於商標註冊申請。在此情況下，同法第四十三條第一項中的「經濟產業省令規定期間內」應替換為「商標申請註冊同時」，同條第二項中「說明書、發明申請專利範圍或實用新案申請專利範圍及圖式」應替換為「記載申請註冊之商標及指定商品或指定服務」、同項中的「下列各項所列之日中從最先之日起一年四個月內」應替換為「商標註冊申請日起三個月內」，同條第七項中「依前項規定收到通知者」應替換為「依第二項規定提出資料者，同項規定期間內依同項規定無法提出資料，即使該期間經過後」、同項中的「第二項規定資料或第五項規定文件」應替換為「依經濟產業省令規定，同項規定資料」，同條第八項中「依第六項規定收到通知者」應替換為「依第二項規定提出資料者」，「第二項規定資料或第五項規定文件」應替換為「第二項規定資料」，「該資料或文件」應替換為「該文件」，同條第九項中「第二項規定之資料或第五項規定之文件」應替換為「第二項規定之資料」，同法第四十三條之二第二項中的「或世界貿易組織會員」應替換為「世界貿易組織會員或商標法條約締約國」、同項中的「或世界貿易組織會員國民」應替換為「世界貿易組織會員國民或商標法條約締約國國民」、同條第三項中的「前二條」應替換為「第四十三條」、「前二項」應替換為「前項」。

2 特許法第三十三條第一項至第三項、第三十四條第四項至第七項の規定（取得特許の權利），準用於商標註冊申請而生之權利。

（設定の登録前の金銭的請求権等）

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

- 3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。
- 4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。
- 5 第二十七条、第三十七条、第三十九条において準用する特許法第百四条の三第一項及び第二項、第百五条、第百五条の二、第百五条の四から第百五条の六まで及び第百六条、第五十六条第一項において準用する同法第百六十八条第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十九条及び第七百二十四条（不法行為）の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「商標権の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

（登録前金銭請求権）

第十三條之二 在提示記載經提出商標註冊申請有關內容之文件進行警告後，商標註冊申請人可以請求在警告發出後商標權設定註冊前，在其申請指定商品或指定服務上使用其申請註冊的商標者，支付與因該使用造成其業務損失之相當金額賠償。

- 2 前項規定的請求権，在商標權註冊之前，不得行使。
- 3 第一項規定的請求権的行使，不妨礙商標權的行使。
- 4 商標註冊申請被拋棄、撤回或不受理時，或不予核准註冊的審定或審決確定時，或第四十三條之三第二項的撤銷決定確定時，或除第四十六條之二第一項但書之外對商標註冊作出的無效審決確定時，第一項的請求権視為自始不存在。
- 5 第二十七條、第三十七條、第三十九條中準用的特許法第一百零四條之三第一項及第二項、第一百零五條、第一百零五條之二、第一百零五條之四至第一百零五條之六及第一百零六條、第五十六條第一項中準用特許法第一百六十八條第三項至第六項、民法（明治二十九年法律第八十九號）第七百一十九條及第七百二十四條（不法行為）的規定，準用依第一項規定行使請求権的情形。

在這種情況下，擁有請求權的人得知商標權註冊前使用申請註冊的商標事實及其使用人時，同條中的「被害人或其法定代理人得知損害及加害人時」應替換為「商標權註冊之日」。

第三章 審查 [回首頁](#)

（審查官による審査）

第十四条 特許庁長官は、審査官に商標登録出願を審査させなければならない。

（指定審査官審査）

第十四條 特許廳長官應指定審査官對商標註冊申請進行審查。

（拒絶の査定）

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その商標登録出願に係る商標が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

二 その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないものであるとき。

三 その商標登録出願が第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する要件を満たしていないとき。

（拒絶註冊的審定）

第十五條 商標註冊申請具備下列各款情形之一，審査官應作出拒絶註冊之審定：

一、申請註冊的商標依第三條、第四條第一項、第七條之二第一項、第八條第二項或第五項、第五十一條第二項（包括第五十二條之二第二項中準用的情形）、第五十三條第二項或第七十七條第三項中準用特許法第二十五條規定不得註冊的商標。

二、申請註冊的商標屬於依條約之規定不得註冊的商標。

三、申請註冊的商標不具備第五條第五項或第六條第一項或第二項規定之要件。

（拒絕理由の通知）

第十五条之二 審査官は、拒絕をすべき旨の査定をしようとするときは、商標登録出願人に対し、拒絕の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

（不予核准註冊理由之通知）

第十五條之二 審査官試圖作出拒絕註冊之審定時，應將拒絕之理由通知商標註冊申請人，並指定一定期間，給予其提出意見書的機會。

第十五条之三 審査官は、商標登録出願に係る商標が、当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の商標又はこれに類似する商標であつて、その商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものであるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標が商標登録されることにより当該商標登録出願が第十五条第一号に該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。

第十五條之三 商標註冊申請日前，已有他人以相同商標或近似商標申請註冊，指定使用同一商品或服務或類似商品或服務，因他人之商標註冊，將導致本件商標註冊申請該當第十五條第一款規定之情形時，審査官應將該事由通知商標註冊申請人，並指定一定期間，給予其提出意見之機會。

2 既依前項規定通知之情形下，在該他人商標獲准註冊時，無須再進行前條之通知。

（商標登録の査定）

第十六条 審査官は、政令で定める期間内に商標登録出願について拒絕の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

（商標註冊的審査決定）

第十六條 在政令規定的期間內沒有發現拒絕註冊的理由時，審査官應作成核准商標註冊之審定。

（補正の却下）

第十六條之二 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。

4 審査官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十五条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

（補正之不受理）

第十六條之二 對記載在申請書中指定商品或服務或申請註冊之商標，所為之補正係屬實質變更時，審査官應以決定形式不受理該補正。

2 依前項規定作出的不受理決定，應以書面形式並附上理由。

3 依第一項作出的不受理決定時，從決定副本送達之日起三個月期限內，不得對商標註冊申請作出審定。

4 對於依第一項規定作出的不受理決定，商標註冊申請人依第四十五條第一項請求審判時，在該審判之審決確定前，審査官應停止商標註冊申請之審査。

（特許法の準用）

第十七條 特許法第四十七條第二項（審査官の資格）、第四十八條（審査官の除斥）、第五十二條（査定の方式）及び第五十四條（訴訟との關係）の規定は、商標登録出願の審査に準用する。

（特許法之準用）

第十七條 特許法第四十七條第二項（審査官之資格）、第四十八條（審査官之迴避）、第五十二條（審定之方式）及第五十四條（與訴訟之關係）之規定，準用於商標註冊申請之審査。

（意匠法の準用）

第十七条之二 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第十七条之三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、第十六条之二第一項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

2 意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第十七条の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

（意匠法之準用）

第十七條之二 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五號）第十七條之三（補正後意匠之新申請）之規定，準用依第十六條之二第一項之規定，以決定形式不受理補正之情形。

2 意匠法第十七條之四的規定，準用前項或第五十五條之二第三項（包括第六十條之二第二項中準用的情形）中準用的同法第十七條之三第一項規定的延長期限的情形。

第四章 商標權 [回首頁](#)

第一節 商標權

第四章 商標權

第一節 商標權

（商標權の設定の登録）

第十八条 商標權は、設定の登録により発生する。

2 第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定に

より商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の設定の登録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標

四 指定商品又は指定役務

五 登録番号及び設定の登録の年月日

六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許庁長官は、前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した商標公報（以下「商標掲載公報」という。）の発行の日から二月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

5 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（商標権の設定登録）

第十八條 商標権因設定登録而發生。

2 依第四十條第一項規定繳納註冊費，或依第四十一條之二第一項規定在核准商標註冊的審查決定或審決副本送達之日起三十日內繳納應繳註冊費，應當進行商標權註冊。

3 進行前項註冊時，應於商標公報上登載下列事項：

一、商標權人的姓名或名稱及其住所或居所。

二、商標註冊申請的案號及年月日。

三、記載在申請書上的商標。

四、指定商品或指定服務。

五、註冊案號以及註冊年月日。

六、除了上述各款以外的其他必要事項。

4 自登載前項各款規定事項的商標公報（以下稱為商標登載公報）發行之日起二個月內，特許廳長官必須在特許廳內將申請文件及其附件提供給公眾閱覽。但存在危害個人名譽或生活安定之虞之申請文件或附件或存在妨害公共秩序或善良風俗之虞之文件或附件，特許廳長官認為有必要保密時，不在此限。

5 特許廳長官決定將存在危害個人名譽或生活安定之虞或存在妨害公共秩序或善良風俗之虞者，依前項但書有必要保密的申請文件或附件提供給公眾閱覽時，應將該決定及其理由通知該申請文件或附件提出者。

（存続期間）

第十九条 商標權の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2 商標權の存続期間は、商標權者の更新登録の申請により更新することができる。

3 商標權の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

（存續期間）

第十九條 商標權的存續期間，自註冊之日起經過十年屆滿。

2 商標權的存續期間，得依商標權人延展註冊申請進行延展。

3 商標權存續期間經延展註冊時，存續期間自原存續期間屆滿時開始延展。

（存続期間の更新登録の申請）

第二十条 商標權の存続期間の更新登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録の登録番号

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 更新登録の申請は、商標權の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

3 商標權者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができる。

ないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内にその申請をすることができる。

4 商標権者が前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

（存続期間延展登録之申請）

第二十條 申請商標権存続期間延展者，應向特許廳長官提出記載下列事項之申請書：

一、申請人姓名或名稱及住所或居所。

二、商標註冊的註冊號。

三、除前二款所列事項外，經濟産業省令規定之其他事項。

2 延展註冊申請，應於商標権存続期間屆滿前六個月內提出。

3 商標権人在前項規定之期限內，無法提出延展註冊申請時，得於該期限屆滿後六個月內提出申請。

4 商標権人在前項規定的得提出延展註冊申請之期間內未提出申請時，商標権視為自原存続期間屆滿時消滅。

（商標権の回復）

第二十一条 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その申請をすることができる。

2 前項の規定による更新登録の申請があつたときは、存続期間は、その満了の時にさかのぼつて更新されたものとみなす。

（商標権之回復）

第二十一条 原商標権人之商標権依前條第四項規定視為消滅者，有正當事由無法於同條第三項規定得提出延展註冊申請的期限內提出申請時，於經濟産業省令規定期限內，得申請延展。

2 依前項規定提出延展註冊申請時，存続期間視為自原存続期間屆滿之時開始延展。

（回復した商標権の効力の制限）

第二十二條 前條第二項の規定により回復した商標権の効力は、第二十條第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後前條第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用
- 二 第三十七條各号に掲げる行為

（回復商標権效力之限制）

第二十二條 依前條第二項回復商標権之效力，不及於依第二十條第三項規定得提出延展申請的期間經過後，依前條第一項規定申請的商標權存續期間延展註冊前之下列行為：

- 一、在指定商品或指定服務上使用該註冊商標之行為。
- 二、第三十七條各款所列行為。

（存続期間の更新の登録）

第二十三條 第四十條第二項の規定による登録料又は第四十一條の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 第二十條第三項又は第二十一條第一項の規定により更新登録の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十條第二項の規定による登録料及び第四十三條第一項の規定による割増登録料又は第四十一條の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三條第二項の規定による割増登録料の納付があつたときに、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。

3 前二項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

- 一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録番号及び更新登録の年月日
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

（存續期間延展之註冊）

第二十三條 依第四十條第二項規定繳納註冊費，或依第四十一條之二第七項規定在提出延展申請的同時繳納註冊費時，應當進行商標權存續期間之延展註冊。

2 依第二十條第三項或第二十一條第一項規定提出延展註冊申請，儘管有前項規定，依第四十條第二項規定繳納註冊費，或依第四十三條第一項規定繳納增額註冊費，或依第四十一條之二第二項規定在提出延展註冊的同時繳納應該繳納的註冊費及第四十三條第二項規定的增額註冊費時，應進行商標權存續期間的延展註冊。

3 前兩項之註冊，必須在商標公報上刊載以下事項：

- 一、商標權人之姓名或名稱及住所或居所。
- 二、註冊號及延展註冊之年月日。
- 三、前二款規定以外之其他必要事項。

（商標權の分割）

第二十四條 商標權の分割は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとにすることができる。

2 前項の分割は、商標權の消滅後においても、第四十六條第三項の審判の請求があつたときは、その事件が審判、再審又は訴訟に係属している場合に限り、することができる。

（商標權之分割）

第二十四條 指定商品或指定服務有二個以上者，得就每個指定商品或指定服務進行商標權分割。

2 依第四十六條第三項請求審判，如案件尚在審判、再審或訴訟繫屬中，即使商標權消滅後，仍得進行前項規定之分割。

（商標權の移転）

第二十四條之二 商標權の移転は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとに分割してすることができる。

2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は公益に関する団体であつて営利を目的としないものの商標登録出願であつて、第四条第二項に規

定するものに係る商標権は、譲渡することができない。

3 公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者の商標登録出願であつて、第四条第二項に規定するものに係る商標権は、その事業とともにする場合を除き、移転することができない。

4 地域団体商標に係る商標権は、譲渡することができない。

（商標権之移轉）

第二十四條之二 有二個以上指定商品或指定服務者，商標權得就每個指定商品或指定服務分割進行轉移。

2 國家或地方公共團體及其機關或不以營利為目的之公益團體提出之商標註冊申請，依第四條第二項規定取得之商標權，不得轉讓。

3 不以營利為目的的公益事業者提出の商標註冊申請中依第四條第二項規定取得之商標權，除連同該事業一併移轉外，不得轉移。

4 地域團體商標之商標權，不得轉讓。

（団体商標に係る商標権の移轉）

第二十四條之三 団体商標に係る商標権が移轉されたときは、次項に規定する場合を除き、その商標権は、通常の商標権に変更されたものとみなす。

2 団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移轉しようとするときは、その旨を記載した書面及び第七条第三項に規定する書面を移轉の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

（團體商標之商標權轉移）

第二十四條之三 團體商標之商標權轉移時，除第二項規定之情形外，該商標權視為變更為一般商標權。

2 團體商標之商標權以團體商標之商標權轉移時，應將記載該要旨之文件及第七條第三項規定之文件於提出轉移註冊申請時，一併向特許廳長官提出。

（商標権の移轉に係る混同防止表示請求）

第二十四條之四 商標権が移轉された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者

又は通常使用権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益（当該他の登録商標の使用をしている指定商品又は指定役務に係るものに限る。）が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

（因商標權移轉請求混淆防止標示）

第二十四條之四 商標權之移轉結果，導致相同或近似註冊商標使用於同一或類似商品或服務上歸屬於不同商標權人，註冊商標之商標權人、專屬被授權人或非專屬被授權人其中一人，使用註冊商標於定商品或指定服務上，損害其他註冊商標之商標權人或商標專屬被授權權人業務上之利益（限於與該其他註冊商標使用於指定商品或指定服務有關之利益）之虞時，其他註冊商標之商標權人或專屬被授權人，得請求註冊商標之商標權人、專屬被授權人或非專屬被授權人其中一人，對其使用附加適當區別標示，以防止因該使用導致其業務所屬商品或服務與自己業務所屬商品或服務之間的混淆。

（商標權の効力）

第二十五條 商標權者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（商標權的效力）

第二十五條 商標權人於指定商品或指定服務上使用註冊商標享有專有權利。但商標權設定專屬授權，專屬被授權人在其專有使用該註冊商標的權利範圍內，不在此限。

（商標權の効力が及ばない範囲）

第二十六條 商標權の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む。）には、及ばない。

一 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若し

くは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標

二 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する商標

三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する商標

四 当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている商標

五 商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

2 前項第一号の規定は、商標権の設定の登録があつた後、不正競争の目的で、自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を用いた場合は、適用しない。

3 商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る。

一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号。以下この項において「特定農林水産物等名称保護法」という。）第三条第一項（特定農林水産物等名称保護法第三十条において読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）の規定により特定農林水産物等名称保護法第六条の登録に係る特定農林水産物等名称保護法第二条第二項に規定する特定農林水産物等（当該登録に係る特定農林水産物等を主な原料又は材料として製造され、又は加工された同条第一項に規定する農林水産物等を含む。次号及び第三号において「登録に係る特定農林水産物等」という。）又はその包装に同条第三項に規定する地理的表示（次号及び第三号において「地理的表示」という。）を付する行為

二 特定農林水產物等名稱保護法第三條第一項の規定により登録に係る特定農林水產物等又はその包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

三 特定農林水產物等名稱保護法第三條第一項の規定により登録に係る特定農林水產物等に関する広告、価格表若しくは取引書類に地理的表示を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に地理的表示を付して電磁的方法により提供する行為

(商標權效力不及的範圍)

第二十六條 商標權的效力不及於下列商標(包括構成其他商標組成部分的商標):

- 一、將自己之肖像或自己之姓名或名稱或著名之雅號、藝名或筆名或其著名之略稱，以普通使用方法表示之商標。
- 二、將該指定商品或其類似商品之普通名稱、產地、銷售地、品質、原料、功能、用途、形狀、生產或使用方法或時間、其他特徵、數量或價格，或與該指定商品類似服務之普通名稱、提供場所、品質、提供服務所用的物品、功能、用途、態樣、提供方法或時間、其他特徵、數量或價格，以普通使用方法表示之商標。
- 三、將該指定服務或其類似服務之普通名稱、提供場所、品質、提供服務所用的物品、功能、用途、態樣、提供方法或時間、其他特徵、數量或價格，或與該指定服務類似商品之普通名稱、產地、銷售地、品質、原材料、功能、用途、形狀、生產或使用方法或時間、其他特徵、數量或價格採用普通使用方法表示之商標。
- 四、指定商品或指定服務或與其類似之商品或服務之慣用商標;
- 五、僅由商品等(指商品或商品之包裝或服務)當然具有之特徵所構成，該商標為政令規定者。
- 六、前揭各款以外，商標使用方式無法使消費者足以認識其表彰與何人業務相關之商品或服務。

2 前項第一款之規定，於他人之商標權設定註冊後，以不正當競爭目的，將自己之肖像、自己之姓名、名稱或著名雅號、藝名、筆名或此等著名之略稱加以使用者，不適用之。

3 下列情形，不受他人商標權效力所拘束，但限於該行為非出於不正當競爭目的：

- 一、依據關於保護特定農林水產物等名稱法律(西元二〇一四年法律第八十四

號。本項下稱「特定農林水產物等名稱保護法」。) 第三條第一項(包含特定農林水產物等名稱保護法第三十條適用變更之情形; 次款及第三款之情形亦同。)之規定特定農林水產物等名稱保護法第六條註冊相關特定農林水產物等名稱保護法第二條第二項規定特定農林水產物等(該註冊特定農林水產物等主要原料或材料及製造、或加工同條第一項規定含農林水產物等。次款及第三款稱為「註冊相關特定農林水產物等」。)或該包裝依同條第三項規定地理標示之貼附行為。

二、依據特定農林水產物等名稱保護法第三條第一項規定相關註冊特定農林水產物等或該包裝貼附地理標示之轉讓或交付, 或以轉讓、交付為目的之展示、輸出或輸入行為。

三、依據特定農林水產物等名稱保護法第三條第一項規定相關註冊特定農林水產物等相關廣告、價目表或交易文書附加標章而展示、散佈; 或於以此等內容作成之資訊中附加地理標示而以電磁方法提供之行為。

(登録商標等の範圍)

第二十七條 登録商標の範圍は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない。

2 指定商品又は指定役務の範圍は、願書の記載に基づいて定めなければならない。

3 第一項の場合においては、第五条第四項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする。

(註冊商標等之範圍)

第二十七條 註冊商標之範圍, 應以申請書中記載之商標為基礎定之。

2 指定商品或指定服務之範圍, 應以申請書中之記載為基礎定之。

3 第一項規定, 應考量第五條第四項之記載及附件, 並依記載於申請書之商標解釋其意義。

第二十八條 商標權の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十八條 商標權之效力，得請求特許廳判定。

- 2 收到前項規定之請求，特許廳長官應指定三名審判官進行判定。
- 3 特許法第七十一條第三項及第四項規定，於第一項之判定，準用之。

第二十八條之二 特許庁長官は、裁判所から商標權の効力について鑑定の囑託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

- 2 特許法第七十一條之二第二項の規定は、前項の鑑定囑託に準用する。

第二十八條之二 收到法院關於商標權效力之鑑定委託，特許廳長官應指定三名審判官進行鑑定。

- 2 特許法第七十一條之二第二項之規定，於前項規定之鑑定，準用之。

（他人の特許權等との關係）

第二十九條 商標權者、専用使用權者又は通常使用權者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許權、實用新案權若しくは意匠權又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権若しくは著作隣接權と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

（和他人特許權等之間的關係）

第二十九條 商標權人、專屬被授權人或非專屬被授權人在指定商品或指定服務上使用註冊商標時，如果其使用形態與註冊申請日之前他人申請的特許權、實用新案權、意匠權或註冊商標申請日之前他人已有的著作権發生衝突，不得於相衝突之指定商品或指定服務上使用該註冊商標。

（専用使用權）

第三十條 商標權者は、その商標權について専用使用權を設定することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標權及び地域団体商標に係る商標權については、この限りでない。

- 2 専用使用權者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定

役務について登録商標の使用をする権利を専有する。

3 専用使用権は、商標権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 特許法第七十七条第四項及び第五項（質権の設定等）、第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用使用権に準用する。

（専属授權）

第三十條 商標權人對其商標權可以設定專屬授權。但依四條第二項規定申請商標註冊之商標權及地域團體商標之商標權，不在此限。

2 專屬被授權人享有在授權行為規定之範圍內，於指定商品或指定服務上使用註冊商標之專有權利。

3 經過商標權人同意及依繼承及其他概括承受情況下，專屬授權使得移轉之。

4 特許法第七十七條第四項及第五項（質權設定等）、第九十七條第二項（拋棄）及第九十八條第一項第二款及第二項（註冊之效果）之規定，於專屬授權，準用之。

（通常使用権）

第三十一條 商標權者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。ただし、第四条第二項に規定する商標登録出願に係る商標権については、この限りでない。

2 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を有する。

3 通常使用権は、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

6 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十四条第二項（質権の設定）及び第九十七条第三項（放棄）の規定は、通常使用権に準用する。

（非專屬授權）

第三十一條 商標權人對其商標權可以授予他人非專屬授權。但依第四條第二項規定申請商標註冊的商標權，不在此限。

2 非專屬被授權人享有在授權行為規定的範圍內，在指定商品或指定服務上使用註冊商標的權利。

3 經過商標權人（如專屬授權再授權非專屬授權時，指商標權人及專屬被授權人）之同意及依繼承及其他概括承受為限，非專屬授權始得移轉之。

4 非專屬授權登記後，效力及於其後取得該商標權或專屬授權或該商標權再為專屬授權者。

5 非專屬授權之移轉、變更、消滅或處分之限制，非經登記，不得對抗第三人。

6 特許法第七十三條第一項（共有）、第九十四條第二項（質權之設定）、第九十七條第三項（拋棄）之規定，於非專屬授權準用之。

（団体構成員等の権利）

第三十一条の二 団体商標に係る商標権を有する第七条第一項に規定する法人の構成員（以下「団体構成員」という。）又は地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員（以下「地域団体構成員」という。）は、当該法人又は当該組合等の定めるところにより、指定商品又は指定役務について団体商標又は地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。ただし、その商標権（団体商標に係る商標権に限る。）について専用使用権が設定されたときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 前項本文の権利は、移転することができない。

3 団体構成員又は地域団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第五十条、第五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用については、通常使用権者とみなす。

4 団体商標又は地域団体商標に係る登録商標についての第三十三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「又はその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者」とあるのは、「若しくはその商標権若しくは専用使用権についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用権を有する者又はその商標の使用をする権利を有する団体構成員若しくは地域団体構成員」とする。

（團體成員等之權利）

第三十一條之二 依第七條第一項規定取有團體商標商標權之法人的成員（以下稱為團體成員）或享有地域團體商標商標權的協會等的成員（以下稱為地域團體商標成員），依照該法人或該協會等的規定，在指定商品或指定服務上使用註冊團體商標或註冊地域團體商標之權利。但該商標權（限於團體商標的商標權）經登記專屬授權時，專屬被授權人專有使用該註冊商標的權利範圍內，不在此限。

2 前項本文規定之權利，不得移轉。

3 適用第二十四條之四、第二十九條、第五十條、第五十二條之二、第五十三條以及第七十三條規定，團體成員或地域團體成員視為非專屬被授權人。

4 團體商標或地域團體商標適用第三十三條第一項第三款之規定時，同款中的「或就該商標權或專屬授權具有第三十一條第四項中準用的特許法第九十九條第一項規定效力的非專屬被授權人」應替換為「或就該商標權或專屬授權具有第三十一條第四項之效力的非專屬被授權人或享有該商標使用權的團體成員或地域團體成員」。

（先使用による商標の使用をする権利）

第三十二條 他人の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた結果、その商標登録出願の際（第九条の四の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により、その商標登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの商標登録出願の際又は手続補正書を提出した際）現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者又は専用使用権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

（因先使用而獲得的使用商標的權利）

第三十二條 在他人商標註冊申請前，沒有不正當競爭目的，於日本國內與註冊商標申請之指定商品或指定服務上或與其類似的商品或服務上使用該註冊商標或與其近似之商標，在提出該商標註冊申請時（指依第九條之四的規定，或依第十七條之二第一項或第五十五條之二第三項（包括第六十條之二第二項中準用之情形）中準用的意匠法第十七條之三第一項之規定，將該商標註冊申請視為程序補正書提出之時的情況下，指原商標註冊申請時或程序補正書提出時），其使用已經使消費者廣泛知悉該商標是表示其業務所屬商品或服務之標識時，如果繼續在該商品或服務上使用該商標，則該使用者享有繼續在該商品或服務上使用該商標的權利。承受該業務者，也擁有相同的權利。

2 商標權人或專屬被授權人，得請求依前項規定擁有使用商標權利的人附加防止其業務所屬商品或服務與自己業務所屬商品或服務混淆的適當之標記。

第三十二条の二 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなくその商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 当該商標権者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

第三十二條之二 在他人地域團體商標申請註冊前，無不正當競爭目的，於日本國內與商標註冊申請之指定商品或指定服務上或與其類似之商品或服務上使用申請註冊之商標或與其近似之商標者，如繼續在該商品或服務上使用其商標，則享有在該商品或服務上使用該商標之權利。承受該業務的人，也擁有同樣之權利。

2 商標權人得請求依前項規定擁有使用商標權利者附加防止其業務所屬商品或服務與自己業務所屬商品或服務混淆之適當標記。

（無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利）

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者が第四十六条第一項の審判の

請求の登録前に商標登録が同項各号のいずれかに該当することを知らないで日本国内において指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

一 同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者

二 商標登録を無効にして同一又は類似の指定商品又は指定役務について使用をする同一又は類似の商標について正当権利者に商標登録をした場合における原商標権者

三 前二号に掲げる場合において、第四十六条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした商標登録に係る商標権についての専用使用权又はその商標権若しくは専用使用权についての第三十一条第四項の効力を有する通常使用权を有する者

2 当該商標権者又は専用使用权者は、前項の規定により商標の使用をする権利を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

3 第三十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（因無効宣告請求登記前之使用而獲得使用商標之權利）

第三十三條 具有下列各款情形之一者，在第四十六條第一項規定審判請求登記前，不知商標註冊具有同項各款規定之事由，於日本國內與商標註冊申請之指定商品或指定服務上或與其類似之商品或服務上使用申請註冊之商標或與其近似之商標，其使用結果已經使消費者廣泛知悉該商標是表示其業務所屬商品或服務之標識時，如繼續在該商品或服務上使用該商標，則享有在該商品或服務上使用該商標之權利。承受該業務者，也擁有同樣之權利。

一、在相同或類似之指定商品或指定服務上使用二以上相同或近似註冊商標，其中之一被宣告無效之原註冊商標權人。

二、註冊商標被宣告無效時，在指定商品或指定服務上使用相同或近似商標具有正當權利者，獲得商標註冊時之原商標權人。

三、前二款規定，於第四十六條第一項規定的請求審判進行登記時，對被宣告無效之註冊商標權享有專屬授權者，或就該商標權或專屬授權具有第三十

一條第四項規定效力之非專屬被授權人。

2 商標權人或專屬被授權人，得請求依前項規定享有使用商標之權利者，支付合理之對價。

3 第三十二條第二項之規定，於第一項規定情形準用之。

（特許權等の存続期間満了後の商標の使用をする権利）

第三十三條之二 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目的でされない場合に限る。

2 第三十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前二項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

（特許權等存續期間屆滿後使用商標之權利）

第三十三條之二 商標註冊申請日前或同日提出特許申請之特許權與該商標註冊申請之商標權相衝突之情況下，在該特許權存續期間屆滿後，原特許權人在特許權之原有範圍內，擁有在商標註冊申請之指定商品或指定服務或與其類似之商品或服務上使用註冊商標或與其近似商標之權利。但該使用不得具有不正當競爭目的。

2 第三十二條第二項之規定，於前項規定之情形，準用之。

3 商標註冊申請日前或同日申請之實用新案權或意匠權與該註冊商標權相衝突時，前二項規定於實用新案權或意匠權存續期間屆滿時之情形，準用之。

第三十三條之三 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。ただし、その使用が不正競争の目

的でされない場合に限る。

2 第三十二条第二項及び第三十三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前二項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の出願に係る実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

第三十三條之三 商標註冊申請日前或同日提出特許申請之特許權與商標註冊申請之商標權相衝突時，在該特許權存續期間屆滿後，該特許權之專屬授權或對該特許權或專屬授權具有特許法第九十九條第一項效力之非專屬被授權權人，在原權利之範圍內，擁有在註冊商標申請之指定商品或指定上或與其類似之商品或服務上使用註冊商標或與其近似商標之權利。但該使用不得具有不正當競爭目的。

2 第三十二條第二項以及第三十三條第二項之規定，於前項規定之情形，準用之。

3 商標註冊申請日前或同日申請之實用新案權或意匠權與該商標註冊申請之商標權相衝突時，前二項之規定於實用新案權或意匠權存續期間屆滿時之情形，準用之。

（質権）

第三十四條 商標權、専用使用権又は通常使用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該指定商品又は指定役務について当該登録商標の使用をすることができない。

2 通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

3 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、商標権、専用使用権又は通常使用権を目的とする質権に準用する。

4 特許法第九十八条第一項第三号及び第二項（登録の効果）の規定は、商標権又は専用使用権を目的とする質権に準用する。

（質権）

第三十四條 以商標權、專屬授權、非專屬授權為標的設定質權時，除契約另有規定外，質權人不得在指定商品或指定服務上使用該註冊商標。

2 以非專屬授權之目的而為質權之設定、移轉、變更、消滅或處分之限制，

非經登記不得對抗第三人。

3 特許法第九十六條（物上代位）之規定，準用於以商標權、專屬授權或非專屬授權為標的之質權。

4 特許法第九十八條第一項第三款及第二項（登記之效果）之規定，於以商標權或專有使用權為標的之質權，準用之。

（特許法の準用）

第三十五条 特許法第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、商標権に準用する。この場合において、同法第九十八条第一項第一号中「移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）」とあるのは、「分割、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（特許法之準用）

第三十五條 特許法第七十三條（共有）、第七十六條（因無繼承人之情形特許權消滅）、第九十七條第一項（拋棄）及第九十八條第一項第一款及第二項（登記之效果）之規定，於商標權準用之。在這種情況下，同法第九十八條第一項第一款中的「轉移（因繼承及其他概括承受發生的轉移除外）」應替換為「分割、轉移（因繼承及其他概括承受發生的轉移除外）」。

第二節 權利侵害 [回首頁](#)

（差止請求權）

第三十六条 商標權者又は専用使用權者は、自己の商標權又は専用使用權を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 商標權者又は専用使用權者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（停止及排除侵害請求權）

第三十六條 商標權人或專屬被授權人，對於侵害其商標權或專屬授權者，或有侵害之虞者，停止侵害或防止其侵害。

2 商標權人或專屬被授權人依前項規定提出請求時，得請求銷毀用於組成侵害行為之物、供侵害行為使用之設備及採取其他預防侵害之必要措施。

（侵害とみなす行為）

第三十七條 次に掲げる行為は、当該商標權又は専用使用權を侵害するものとみなす。

一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為

三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為

四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為

六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為

七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為

八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

（視為侵害商標權或專屬授權的行為）

第三十七條 下列行為，視為侵害商標權或專屬授權之行為：

- 一、在指定商品或指定服務上使用與註冊商標近似的商標之行為，或在與指定商品或指定服務類似之商品或服務上使用註冊商標或與其近似商標之行為。
- 二、在指定商品或與指定商品或指定服務類似的商品或商品包裝上貼附註冊商標或與其近似之商標，為轉讓、交付或出口而持有該商品或商品包裝之行為。
- 三、在提供指定服務或與指定服務或指定商品類似的服務之過程中，在提供服務接受者使用之物品上貼附註冊商標或與其近似之商標，為使用這些物品提供該服務而持有、進口該物品之行為。
- 四、在提供指定服務或與指定服務或指定商品類似的服務之過程中，在供服務接受者使用之物品上貼附註冊商標或與其近似之商標，為讓他人使用該物品提供該服務而轉讓、交付或為轉讓、交付而持有或進口該物品之行為。
- 五、為了在指定商品或指定服務或與其類似的商品或服務上使用註冊商標或與其近似之商標，而持有表示註冊商標或與其近似的商標的物品之行為。
- 六、為了讓他人指定商品或指定服務或與其類似的商品或服務上使用註冊商標或與其近似之商標，而轉讓、交付或轉讓、交付之目的，持有表示註冊商標或與其近似之商標的物品之行為。
- 七、為了使自己或他人指定商品或指定服務或與其類似的商品或服務上使用註冊商標或與其近似的商標，生產或進口表示註冊商標或與其近似的商標的物品之行為。
- 八、以營業為目的製造、轉讓、交付或進口僅用以製造標示註冊商標或與其近似商標的物品之行為。

（損害の額の推定等）

第三十八條 商標權者又は専用使用權者が故意又は過失により自己の商標權又は専用使用權を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、商標權者又は専用使用權者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標權者又は専用使用權者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標權者又は専用使用權者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標權者又は専用使用權者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を

控除するものとする。

2 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

3 商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

4 商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。第五十条において同じ。）の使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる。

5 前二項の規定は、これらの規定に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

（損害額の推定等）

第三十八條 商標權人或專屬被授權人請求故意或過失侵害自己商標權或專屬授權者賠償自己因此所受損害時，如果侵權行為人轉讓構成侵權行為之物品，則其轉讓之商品數量（本項以下稱為轉讓數量）乘以商標權人或專屬被授權人在不存在侵權行為時可以銷售商品的單位數量利潤所得之數額，在不超過商標權人或專屬被授權人的使用能力相稱的限度範圍內，得作為商標權人或專屬被授權人所受之損害額。但轉讓數量之全部或部分存在商標權人或專屬被授權人無法銷售之情況時，應當扣除與該情況相當的數量。

2 商標權人或專屬被授權人請求故意或過失侵害自己商標權或專屬授權者賠償自己所遭受的損害時，侵權行為人因侵權受有利益時，該利益額推定為商標權人或專屬被授權人所受的損害額。

3 商標權人或專屬被授權人在請求故意或過失侵害自己商標權或專屬授權者賠償自己所受損害時，得將使用註冊商標應得金錢額相當之數額作為自己所受損害請求賠償。

4 商標權人或專屬被授權人在請求故意或過失侵害自己商標權或專屬授權者賠償自己所受損害時，該侵害係將註冊商標（包含僅僅字體變更相同文字之商標、平假名、片假名以及羅馬字的文字表示相互變更產生相同讀音及含義的商標、外觀上產生同樣視覺效果之圖形商標或其他社會通念認為與該註冊商標具同一性之商標，第五十條規定相同）使用於指定商品或指定服務時，商標權人或專屬被授權人得以相當於取得該商標權或通常維持必要費用之數額，作為自己所受之損害額。

5 前二項規定，不妨礙請求賠償超過同項規定金額的損害賠償。在這種情況下，侵害商標權或專屬授權者無故意或重大過失時，法院在確定損害賠償數額時，得予參酌。

（主張の制限）

第三十八條之二 商標權若しくは専用使用権の侵害又は第十三條之二第一項（第六十八條第一項において準用する場合を含む。）に規定する金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決又は決定が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。）においては、当該審決又は決定が確定したことを主張することができない。

- 一 当該商標登録を無効にすべき旨の審決
- 二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定

（主張之限制）

第三十八條之二 侵害商標權或專屬授權或第十三條之二第一項（包含第六十八條第一項準用之情形）規定請求金錢賠償之訴訟終局判決確定後，以下審決或決定確定時，該訴訟當事人對該終局判決提起再審之訴（含債權人請求損害賠償之本案訴訟判決及假扣押命令、債權人請求損害賠償及不當得利返還之本案訴訟判決及假處分命令），不得對該確定審決或決定再行主張。

- 一、商標註冊無效之審決
- 二、商標註冊撤銷之決定

（特許法の準用）

第三十九条 特許法第百三条（過失の推定）、第百四条の二（具体的態様の明示義務）、第百四条の三第一項及び第二項（特許権者等の権利行使の制限）、第百五条から第百五条の六まで（書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）並びに第百六条（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

（特許法之準用）

第三十九條 特許法第一百零三條（過失之推定）、第一百零四條之二（具體方式之明示義務）、第一百零四條之三第一項及第二項（特許權人等權利行使之限制）、第一百零五條至第一百零五條之六（書面文件之提出等、損害計算之鑑定、相當損害額之認定、秘密保持命令、秘密保持命令之撤銷及訴訟記錄之閲覧等之請求通知等）及第一百零六條（信用恢復之措施）之規定，準用於商標權或專屬授權之侵害。

第三節 登録料 [回首頁](#)

第三節 註冊費

（登録料）

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 前二項の規定は、国に属する商標権には、適用しない。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

6 第一項又は第二項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録費)

第四十條 設定商標権登録者、每件申請應當繳納二萬八千二百日圓乘以類別數（指定商品或指定服務屬於第六條第二項政令規定之商品或服務類別。以下規定相同）所得數額之註冊費。

2 商標権存續期間申請延展註冊者、每件應繳納三萬八千八百日圓乘以類別數所得數額之註冊費。

3 前二項之規定、商標権屬於國家所有者、不適用之。

4 第一項及第二項之註冊費、商標権屬於國家及國家以外之人按持分共有時、即使符合第一項及第二項之規定、國家以外之人應繳納各項規定的註冊費乘以其持分所得數額之註冊費。

5 依前項規定計算之註冊費未滿十日元之尾數、應捨去。

6 第一項及第二項註冊費之繳納、應依經濟産業省令之規定、以特許印花繳納之。但依經濟産業省令規定、得依經濟産業省令以現金繳納。

(登録料の納付期限)

第四十一條 前条第一項の規定による登録料は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、前項に規定する期間を延長することができる。

3 登録料を納付すべき者は、第一項に規定する期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

4 登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

5 前条第二項の規定による登録料は、更新登録の申請と同時に納付しなければならない。

（登録費的繳納期限）

第四十一條 前條第一項規定之註冊費，應自商標註冊之審定或審決副本送達之日起三十日內繳納。

2 特許廳長官因繳納註冊費者之請求，以三十日內為限，得延長前項所規定之繳納期間。

3 繳納註冊費者於第一項規定之期間（依前項規定延長期間時，延長後之期間）內，無法繳納註冊費時，該期間經過後，限於經濟產業省令規定期間內，得依經濟產業省令繳納註冊費。

4 不可歸責於繳納註冊費者之理由，無法於前項規定繳納註冊費期間內繳納註冊費，即使符合同項之規定，得於原因消滅之日起十四日（在日本國內無住所者二個月）以內，並於遲誤期間六個月內繳納註冊費。

5 前條第二項規定之註冊費，應於提出延展註冊申請時同時繳納。

（登録料の分割納付）

第四十一條之二 商標權の設定の登録を受ける者は、第四十條第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標權の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、一万六千四百円に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料（以下「前期分割登録料」という。）を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、同項に規定する期間を延長することができる。

3 前期分割登録料を納付すべき者は、前期分割登録料を納付すべき期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内に前期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、前期分割登録料を納付することができる。

4 前期分割登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により前期分割登録料を納付することができる期間内に

前期分割登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

5 第一項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料（以下「後期分割登録料」という。）を納付すべき者は、後期分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内に後期分割登録料を追納することができる。

6 前項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の納付がなかつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日に遡つて消滅したものとみなす。

7 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万二千六百元に区分の数に乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万二千六百元に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を追納する場合に準用する。この場合において、第五項中「第一項」とあるのは、「第七項」と読み替えるものとする。

9 第四十条第三項から第五項までの規定は、第一項及び第七項の場合に準用する。

（登録費的分期繳納）

第四十一條之二 設定商標權註冊者，即使符合第四十條第一項之規定，得分期繳納註冊費。在這種情況下，自核准商標註冊之審定或審決副本送達之日起三十日內，每件申請應繳納一萬六千四百日圓乘以類別數所得乘積數額之註冊費，另於商標權存續期間屆滿前五年之前，每件申請應繳納一萬六千四百日圓乘以類別數所得數額的註冊費。

2 依前項之規定於自商標註冊之審定或審決副本送達之日起三十日內繳納註冊費（以下稱「前期註冊費」），特許廳長官因繳納註冊費者之請求，以三十日內為限，得延長同項所規定之繳納期間。

3 前期註冊費繳納者，於前期註冊費繳納期間（依前項規定延長期間時，延長後之期間）內，無法繳納前期註冊費時，該期間經過後，限於經濟產業省令

規定期間内，得依經濟産業省令繳納前期註冊費。

4 不可歸責於繳納前期註冊費者之理由，無法於前項規定繳納前期註冊費期間内繳納前期註冊費，即使符合同項之規定，得於原因消滅之日起十四日（在日本國內無住居所者二個月）以內，並於遲誤期間六個月内繳納該註冊費。

5 依第一項規定於商標權存續期間屆滿前五年之前，繳納註冊費（以下稱「後期註冊費」）之繳納者，無法於繳納後期註冊費期間内繳納後期註冊費，得於遲誤期間六個月以內補繳後期註冊費。

6 依前項規定得補納後期註冊費之期間内，沒有繳納後期註冊費及第四十三條第三項規定之增額註冊費時，該商標權視為在存續期間屆滿前五年之日消滅。

7 申請商標權延展註冊者，即使符合第四十條第二項之規定，得分期繳納註冊費。在此情況下，在提出延展註冊申請之同時，每件申請應繳納二萬二千六百日圓乘以類別數所得數額之註冊費，在商標權存續期限屆滿前五年之前，每件申請應繳納二萬二千六百日圓乘以類別數所得數額之註冊費。

8 第五項及第六項之規定，於前項規定商標權之存續期間屆滿前五年之前，繳納註冊費者，準用之，在此情形，應將第五項中「第一項」替換為「第七項」。

9 第四十條第三項至第五項之規定，於第一項及第七項規定之情形，準用之。

（後期分割登録料等の追納による商標權の回復）

第四十一条の三 前条第六項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その後期分割登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の追納があつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日の前日の経過の時に遡つて存続していたものとみなす。

3 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納する場合に準用する。

（補繳後期註冊費等商標權之回復）

第四十一条之三 依前條第六項視為商標權消滅之原商標權人，沒有依同條第五項規定得補繳後期註冊費之期間内繳納後期註冊費及第四十三條第三項規定

之増額註冊費時，有正當理由者，限於經濟產業省令規定期間內，得補繳該後期註冊費及増額註冊費。

2 依前項規定繳納後期註冊費及第四十三條第三項増額註冊費，該商標權視為溯自存續期間屆滿前五年之日存續。

3 前二項之規定，於前條第七項之規定商標權存續期間屆滿前五年之前補納註冊費及第四十三條第三項増額註冊費之情形，準用之。

（後期分割登録料等の追納により回復した商標権の効力の制限）

第四十一条の四 前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後前条第二項の規定により商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用

二 第三十七条各号に掲げる行為

2 前項の規定は、前条第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権の効力について準用する。

（補繳後期註冊費等回復商標権效力之限制）

第四十一条之四 依前条第二項之規定回復商標権之效力者，依第四十一条之二第五項之規定得補繳後期註冊費期間経過後至前条第二項商標権視為存續，不及於進行註冊前所為以下行為：

一、於指定使用商品或指定服務之註冊商標使用。

二、第三十七條各款所示之行為。

2 前項規定於前條第三項準用同條第二項之規定回復商標権之效力，準用之。

（利害關係人による登録料の納付）

第四十一条の五 利害關係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料（更新登録の申請と同時に納付すべき登録料を除く。）を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害關係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

（利害關係人繳納註冊費）

第四十一條之五 利害關係人即使違反應該繳納者的意志，亦得繳納註冊費（但延展註冊申請同時繳納之註冊費除外）。

2 依前項規定繳納註冊費之利害關係人，在應繳納者實際所受利益之限度內，得請求返還繳納之費用。

（既納の登録料の返還）

第四十二條 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の登録料

二 第四十一條の二第一項又は第七項の規定により商標權の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料（商標權の存続期間の満了前五年までに第四十三條の三第二項の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。）

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号の登録料については第四十三條の三第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（已納註冊費之返還）

第四十二條 在下列情形下，已繳納之註冊費，依繳納者之請求返還：

一、溢繳或誤繳之註冊費

二、依第四十一條之二第一項或第七項規定，在商標權存續期間屆滿前五年應繳納之註冊費（商標權存續期間屆滿前五年之前，第四十三條之三第二項的廢止決定或商標註冊無效的審決確定之情形為限）

2 前項規定註冊費之返還，同項第一款之註冊費自繳納之日起一年，同項第二款之註冊費自第四十三條之三第二項的廢止決定或審決確定之日起滿六個月後，不得請求之。

3 不可歸責於依第一項規定請求註冊費返還者之理由，無法於前項規定繳納前期註冊費期間內請求，即使符合同項之規定，得於原因消滅之日起十四日

(在日本國內無住居所者二個月)以內，並於遲誤期間六個月內繳納該註冊費。

(割増登録料)

第四十三條 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

2 第四十一条の二第七項の場合においては、前項に規定する者は、同条第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 第四十一条の二第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

4 前三項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(増額註冊費)

第四十三條 依第二十条第三項或第二十一条第一項之規定申請延展註冊者，除依第四十条第二項之規定繳納註冊費外，還必須繳納與該註冊費同等金額之增額註冊費。

2 在第四十一条之二第七項的情況下，前項所規定之人除依同條第七項規定在申請延展註冊同時繳納註冊費之外，還必須繳納與該註冊費同等金額之增額註冊費。

3 在第四十一条之二第五項(含依同條第八項準用之情形)之情形下，商標權人依同條第一項或第二項規定，商標權存續期間屆滿前五年之前，除繳納註冊費外，還必須繳納與該註冊費同等金額之增額註冊費。

4 繳納前三項增額註冊費，依經濟産業省令之規定，應以特許印花繳納之。但依經濟産業省令規定，得依經濟産業省令以現金繳納之。

第四章の二 登録異議の申立て [回首頁](#)

(登録異議の申立て)

第四十三條之二 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたこと。

二 その商標登録が条約に違反してされたこと。

三 その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。

（登録異議之提出）

第四十三條之二 自商標公報發行之日起二個月內，任何人均得以商標註冊具有下列各款規定情形之一為由，向特許廳長官提出註冊異議。在這種情況下，對於有二以上指定商品或指定服務之商標註冊，得依各指定商品或指定服務提出註冊異議。

一、該商標註冊違反第三條、第四條第一項、第七條之二第一項、第八條第一項、第二項或第五項、第五十一條第二項（包含第五十二條之二第二項中準用的情形）、第五十三條第二項或第七十七條第三項中準用特許法第二十五條之規定。

二、該商標註冊違反條約之規定。

三、該商標註冊申請時，不符合商標註冊第五條第五項規定之要件。

（決定）

第四十三條之三 登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。

3 取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4 審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一に該当する

と認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の決定をしなければならない。

5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(決定)

第四十三條之三 對於提出註冊異議之審理及其決定，由三名或五名審判官組成合議庭進行。

2 審判官認為被異議之商標註冊具有前條各款情事之一者，應決定撤銷（以下稱為「撤銷決定」。）該商標註冊。

3 撤銷決定確定時，該商標權視為自始不存在。

4 審判官認為被異議之商標註冊不具有前條各款規定情形之一者，應作成維持該商標註冊之決定。

5 對前項之決定，不得提出不服。

(申立ての方式等)

第四十三條之四 登録異議の申立てをする者は、次に掲げる事項を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 登録異議の申立てに係る商標登録の表示

三 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2 前項の規定により提出した登録異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第四十三條之二に規定する期間の経過後三十日を経過するまでに前項第三号に掲げる事項についてする補正については、この限りでない。

3 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

4 審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなければならない。

5 第四十六條第四項の規定は、登録異議の申立てがあつた場合に準用する。

(提出異議之方式等)

第四十三條之四 提出註冊異議之人，應向特許廳長官提出記載下列事項之註冊異議申請書：

一、註冊異議申請人及代理人之姓名或名稱及其住所或居所。

二、標示提出註冊異議有關之商標註冊。

三、表示提出註冊異議之理由及必要證據。

2 依前項規定，對於提出註冊異議申請書之補正，不得進行實質性變更。但第四十三條之二所規定於期間經過後三十日內，對前項第三項規定所列事項之補正，不在此限。

3 特許廳長官依偏遠或交通不便地區之人請求或依職權，得延長前項規定之期間。

4 審判長應將註冊異議申請書副本送交商標權人。

5 第四十六條第三項之規定，於提出註冊異議，準用之。

（審判官の指定等）

第四十三條の五 第五十六條第一項において準用する特許法第一百三十六条第二項及び第一百三十七条から第一百四十四条までの規定は、第四十三條の三第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

（審判官之指定等）

第四十三條之五 依第五十六條第一項準用特許法第一百三十六条第二項及第一百三十七條至第一百四十四條之規定，於第四十三條之三第一項規定之合議庭及組成合議庭之審判官，準用之。

（審判書記官）

第四十三條の五之二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第五十六條第一項において準用する特許法第一百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

（審判書記官）

第四十三條之五之二 特許廳長官應指定各註冊異議案件之審判書記官。

2 第五十六條第一項中準用特許法第一百四十四条之二第三項至第五項之規定，於前項審判書記官，準用之。

（審理の方式等）

第四十三條の六 登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとする事ができる。

2 第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十五条第三項から第五項まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前項ただし書の規定による口頭審理に準用する。

3 共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申立てについての審理及び決定の手續の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

（審理之方式等）

第四十三條之六 註冊異議之審理採取書面審理的方式。但審判長依商標權人、註冊異議提出人或參加人之申請或依職權，得採取言詞審理之方式。

2 第五十六條第一項中準用特許法第一百四十五條第三項至第五項、第一百四十六條及第一百四十七條之規定，於前項但書規定之言詞審理，準用之。

3 共有商標權之商標權人，其中之一在異議審理及決定程序中，發生中斷或中止之原因者，該中斷或中止，其效力及於全體共有人。

（參加）

第四十三條之七 商標權についての権利を有する者その他商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。

2 第五十六条第一項において準用する特許法第四百四十八条第四項及び第五項並びに第四百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。

（參加）

第四十三條之七 對商標權擁有權利者或其他與商標權具有利害關係者，為協助商標權人，於註冊異議決定前，得參加該審理。

2 第五十六條第一項中準用的特許法第一百四十八條第四項及第五項以及第一百四十九條的規定，準用於前項規定的參加人。

（証拠調べ及び証拠保全）

第四十三條之八 第五十六条第一項において準用する特許法第一百五十条及び第一百五十一条の規定は、登録異議の申立てについての審理における証拠調べ及び証拠保全に準用する。

（證據調查及證據保全）

第四十三條之八 第五十六條第一項中準用特許法第一百五十條以及第一百五十一條之規定，於註冊異議審理中之證據調查或證據保全，準用之。

（職権による審理）

第四十三條之九 登録異議の申立てについての審理においては、商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理することができない。

（依職権之審理）

第四十三條之九 註冊異議審理過程中，即使商標權人、註冊異議提出人或參加人未提出之理由，亦得審理。

2 註冊異議審理過程中，未提出註冊異議之指定商品或指定服務，不得審理。

（申立ての併合又は分離）

第四十三條之十 同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

2 前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

（註冊異議的合併或分立）

第四十三條之十 對於同一個商標權提出二個以上註冊異議時，除有特殊情事外，應合併審理。

2 依前項規定合併審理者，亦得重新分別審理。

（申立ての取下げ）

第四十三條之十一 登録異議の申立ては、次条の規定による通知があつた後は、取り下げることができない。

2 第五十六條第二項において準用する特許法第一百五十五條第三項の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。

（註冊異議的撤回）

第四十三條之十一 除依次條之規定通知後，註冊異議不得撤回。

2 第五十六條第二項中準用特許法第一百五十五條第三項之規定，於註冊異議之撤回，準用之。

（取消理由の通知）

第四十三條之十二 審判長は、取消決定をしようとするときは、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

（撤銷理由的通知）

第四十三條之十二 審判長試圖作出撤銷決定，應向商標權人及其參加人通知商標註冊撤銷之理由，並指定相當期間，給予提出意見書之機會。

（決定の方式）

第四十三條之十三 登録異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

- 一 登録異議申立事件の番号
- 二 商標権者、登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 決定に係る商標登録の表示
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

（決定的方式）

第四十三條之十三 註冊異議之決定，應以決定書方式記載下列事項：

- 一、註冊異議案件的案號。
- 二、商標權人、註冊異議提出人、參加人及代理人之姓名或名稱及住所或居所。
- 三、標示與決定有關之商標註冊。
- 四、決定之結論及理由。
- 五、決定之年月日

2 特許廳長官作出決定後，應將決定副本送達商標權人、註冊異議人、參加人及申請參加註冊異議審理但被拒絕之人。

(決定の確定範囲)

第四十三条の十四 登録異議の申立てについての決定は、登録異議申立事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てられた登録異議の申立てについての決定は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

(決定之確定範圍)

第四十三條之十四 每件註冊異議案件因註冊異議之決定而確定。但就各個指定商品或指定服務提出註冊異議之決定者，就各個指定商品或指定服務確定。

(審判の規定の準用)

第四十三条の十五 第五十六条第一項において準用する特許法第百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条、第百五十二条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで及び第百七十条の規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第四十三条の三第五項の規定は、前項において準用する特許法第百三十五条の規定による決定に準用する。

(審判規定之準用)

第四十三條之十五 第五十六條第一項中準用特許法第一百三十三條、第一百三十三條之二、第一百三十四條第四項、第一百三十五條、第一百五十二條、第一百六十八條、第一百六十九條第三項至第六項及第一百七十條之規定，於註冊異議之審理及決定，準用之。

2 第四十三條之三第五項之規定，於依前項準用特許法第一百三十五條規定作出之決定，準用之。

第五章 審判 [回首頁](#)

第五章 審判

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定 of 謄本の送達があつた日から三月以内に審判を請求することができる。

2 前項の審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により

同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（對拒絕審定之審判）

第四十四條 受到拒絕審定者，不服該審定時，得自該審定書副本送達之日起三個月內請求審判。

2 請求前項審判者，因不可歸責之事由，在同項規定之期間內不能提出審判請求時，即使符合同項之規定，得在該理由消滅之日起十四日內（日本國內無住居所者為二個月）並在遲誤期間六個月內提出。

（補正の却下の決定に対する審判）

第四十五條 第十六條之二第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があつた日から三月以内に審判を請求することができる。ただし、第十七條之二第一項において準用する意匠法第十七條之三第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限りでない。

2 前條第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

（對不受理補正決定之審判）

第四十五條 依第十六條之二第一項規定受到不受理決定者，不服該決定時，得自該決定副本送達之日起三個月內請求審判。但依第十七條之二第一項中準用意匠法第十七條之三第一項規定重新提出商標註冊申請，不在此限。

2 前條第二項之規定，於前項審判請求，準用之。

（商標登録の無効の審判）

第四十六條 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

一 その商標登録が第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む）、第五十三条第二項又は第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

- 二 その商標登録が条約に違反してされたとき。
 - 三 その商標登録が第五条第五項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたとき。
 - 四 その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき。
 - 五 商標登録がされた後において、その商標権者が第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標権を享有することができない者になつたとき、又はその商標登録が条約に違反することとなつたとき。
 - 六 商標登録がされた後において、その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつており、かつ、
 - 七 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなつたとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第七条の二第一項各号に該当するものでなくなつており、かつ、
- 2 前項の審判は、利害関係人に限り請求することができる。
 - 3 第一項の審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。
 - 4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

(商標注冊的無効審判)

第四十六條 商標注冊具有下列各款情形之一，得請求審判該商標注冊為無效。如商標注冊有關二以上指定商品或指定服務，得依照各指定商品或指定服務分別請求。

- 一、該商標之注冊違反第三條、第四條第一項、第七條之二第一項、第八條第一項、第二項或第五項、第五十一條第二項（包括第五十二條之二第二項之準用情形）、第五十三條第二項或第七十七條第三項準用特許法第二十五條之規定者。
- 二、該商標注冊違反條約規定者。
- 三、該商標注冊申請時，不符合商標注冊第五條第五項規定之要件。
- 四、該商標注冊係由無承受該商標注冊申請所生權利者，提出之商標注冊申請。
- 五、商標注冊後，其商標權人依第七十七條第三項準用特許法第二十五條之規

定成為不能享有該商標權者，或該商標註冊成為違反條約者。

六、商標註冊後，該註冊商標具有第四條第一項第一款至第三款、第五款、第七款或第十六款所列之商標者。

七、地域團體商標註冊後，該商標權人喪失協會等之資格，或該註冊商標作為表示商標權人或其成員所屬業務之商品或服務之標章於消費者間不再廣泛知悉或不再符合第七條之二第一項各款規定之地域團體商標。

2 前項之審判，限於利害關係人得提出請求。

3 第一項之審判，即使在商標權消滅後仍得提出請求。

4 審判長收到第一項規定之審判請求時，應通知該商標權之專屬被授權人或其他就該商標註冊享有相關權利之人。

第四十六條之二 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、商標登録が前条第一項第五号から第七号までに該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第五号から第七号までに該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第五号から第七号までに該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

第四十六條之二 商標註冊無効之審決確定時，商標權視為自始不存在。但商標註冊符合前條第一項第五款至第七款規定之情形，該註冊商標無効之審決確定時，商標權視為自該商標註冊符合同項第五款至第七款規定之情形時起不存在。

2 於前項但書規定之情形，商標註冊符合前條第一項第五款至第七款情形之時間無法確定時，商標權自提出無效審判之請求日起不存在。

第四十七條 商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第十一号から第十四号まで若しくは第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき（不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、商標登録が同項第十五号の規定に違反してされたとき（不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、又は商標登録が第四十六條第一項第四号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五

年を経過した後は、請求することができない。

2 商標登録が第七条の二第一項の規定に違反してされた場合（商標が使用をされた結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。）であつて、商標権の設定の登録の日から五年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第四十六条第一項の審判は、請求することができない。

第四十七條 商標註冊違反第三條、第四條第一項第八款或第十一款至第十四款或第八條第一項、第二項或第五項之規定時，商標註冊違反第四條第一項第十款或第十七款之規定時（出於不正當競爭目的取得商標註冊除外），商標註冊違反第四條第一項第十五款之規定時（出於不正當目的取得商標註冊除外）或具有第四十六條第一項第四款規定之情形時，自商標權設定之註冊日起，屆滿五年後，不得請求之。

2 商標註冊違反第七條之二第一項之規定下（限於商標使用之結果導致作為表示商標註冊申請人或其成員業務所屬商品或服務之標章在消費者間不再廣泛知悉之情形），自商標權設定之註冊日開始屆滿五年，且作為表示該註冊商標之商標權人或其成員業務所屬商品或服務之標章在消費者中廣泛知悉時，對該商標註冊不得再請求第四十六條第一項之審判。

第四十八條 削除

第四十八條 刪除

第四十九條 削除

第四十九條 刪除

（商標登録の取消しの審判）

第五十条 繼續して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 前項の審判の請求があつた場合においては、その審判の請求の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品又は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

3 第一項の審判の請求前三月からその審判の請求の登録の日までの間に、日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務についての登録商標の使用をした場合であつて、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知つた後であることを請求人が証明したときは、その登録商標の使用は第一項に規定する登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

（撤銷商標註冊之審判）

第五十條 商標權人、專屬被授權人或非專屬被授權人連續三年以上在日本國內皆未在指定商品或指定服務上使用註冊商標時，任何人得請求審判撤銷該指定商品或指定服務上之註冊商標。

2 提出前項審判之請求時，被請求人如不能證明該審判請求之前三年內在日本國內商標權人、專屬被授權人或非專屬被授權人中任何一人，就該項請求有關連之任一指定商品或指定服務之使用註冊商標時，該指定商品或指定服務有關商標註冊應予撤銷。但被請求人證明於該指定商品或指定服務上不能使用註冊商標具有正當理由時，不在此限。

3 於第一項之審判請求前三個月至該審判請求之日止，在日本國內，商標權人、專屬被授權人或非專屬被授權人中任何一人在指定商品或指定服務上使用註冊商標時，如請求人證明該註冊商標的使用發生在被請求人知悉該審判請求之後，該註冊商標之使用非屬於第一項規定之註冊商標使用。但被請求人證明該註冊商標之使用具有正當理由者，不在此限。

第五十一條 商標權者が故意に指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商

品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 商標権者であつた者は、前項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

第五十一條 商標權人故意在指定商品或指定服務上使用近似註冊商標之商標或於類似指定商品或指定服務之商品或服務上使用註冊商標或與其近似之商標，致使他人對該商品或服務之品質發生誤認或與他人業務所屬商品或服務發生混淆時，任何人均得提出撤銷該商標註冊之審判請求。

2 原商標權人者，自依前項規定撤銷商標註冊之審決確定之日起五年內，不得在該商標註冊的指定商品或指定服務或與其類似的商品或服務上，就該註冊商標或與其近似之商標取得商標註冊。

第五十二條 前條第一項の審判は、商標権者の同項に規定する商標の使用の事実がなくなつた日から五年を経過した後は、請求することができない。

第五十二條 前條第一項的之審判，於商標權人依同項規定使用商標之事實消失之日起經過五年後，不得請求之。

第五十二條之二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 第五十一條第二項及び前條の規定は、前項の審判に準用する。

第五十二條之二 移轉商標權之結果，使用於相同商品或服務上之近似註冊商

標，或使用在類似商品或服務上之相同或近似註冊商標之商標權係屬於不同之商標權人，其中任何一個註冊商標之商標權人出於不正當競爭目的，在指定商品或指定服務上使用註冊商標如與其他註冊商標之商標權人、專屬被授權人或非專屬被授權人業務所屬之商品或服務發生混淆時，任何人均得請求審判撤銷該註冊商標。

2 第五十一條第二項及前條之規定，於前項之審判，準用之。

第五十三條 專用使用權者又は通常使用權者が指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。ただし、当該商標権者がその事実を知らなかつた場合において、相当の注意をしていたときは、この限りでない。

2 当該商標権者であつた者又は専用使用権者若しくは通常使用権者であつた者であつて前項に規定する使用をしたものは、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した日から五年を経過した後でなければ、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について、その登録商標又はこれに類似する商標についての商標登録を受けることができない。

3 第五十二条の規定は、第一項の審判に準用する。

第五十三條 專屬被授權人或非專屬被授權人在指定商品或指定服務或與其類似之商品或服務上，使用註冊商標或與其近似之商標，使他人對商品之品質或服務之品質發生誤認，或與他人業務所屬之商品或服務發生混淆，任何人均得請求審判撤銷該註冊商標。但商標權人不知上述事實並已盡相當之注意者，不在此限。

2 商標權人或專屬被授權人或非專屬被授權人曾為前項規定之使用時，自依同項規定之撤銷商標註冊之審決確定日起非經過五年之後，不得就該商標註冊有關之指定商品或指定服務或與其類似之商品，於該註冊商標或與其近似之商標取得商標註冊。

3 第五十二條之規定，於第一項審判，準用之。

第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

第五十三條之二 註冊商標係巴黎公約成員國、世界貿易組織會員或商標法條約締約國內具有商標權利（相當於商標權之權利）者，於權利範圍內之商標或與其近似之商標，並以與該權利之商品或服務或者與其類似之商品或服務，作為指定商品或指定服務，且其商標註冊之申請無正當理由未經該享有商標權利之人同意，由其代理人或代表人或該商標註冊申請日之前一年以內曾任其代理人或代表人之人申請註冊者，該享有商標權利之人得請求審判撤銷該商標註冊。

第五十三条の三 前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

第五十三條之三 前條之審判，自商標權註冊之日起經過五年後，不得請求之。

第五十四条 商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、第五十条第一項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなす。

第五十四條 撤銷商標註冊之審決確定時，商標權隨即消滅。

2 即使符合前項之規定，依第五十條第一項規定審判作出之撤銷商標註冊審決確定時，商標權視為在同項請求審判之日消滅。

第五十五条 第四十六条第四項の規定は、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の請求があつた場合に準用する。

第五十五條 第四十六條第四項之規定，於第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條之二第一項、第五十三條第一項或第五十三條之二規定提出審判之請求時，準用之。

（拒絶査定に対する審判における特則）

第五十五条の二 第十五条の二及び第十五条の三の規定は、第四十四条第一項の審判において査定理由と異なる拒絶理由を発見した場合に準用する。

2 第十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、第五十六条第一項において準用する特許法第一百六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

3 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

（對拒絶査定提出審判之特殊規定）

第五十五條之二 第十五條之二及第十五條之三之規定，於發現和第四十四條第一項規定之審判中作出審定之理由與拒絶註冊理由不同的情形，準用之。

2 第十六條之規定，準用於第四十四條第一項規定提起審判請求具有理由之情形。但依第五十六條第一項準用特許法第一百六十條第一項之規定作出應再進行審査之審決時，不在此限。

3 第十六條之二及意匠法第十七條之三之規定，準用於第四十四條第一項之審判。在此情況下，第十六條之二第三項及同法第十七條之三第一項中的「三個月」應替換為「三十日」，第十六條之二第四項中「依第四十五條第一項請求審判時」應替換為「依第六十三條第一項提起訴訟時」。

（審決の確定範囲）

第五十五条の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は

指定役務ごとに請求された第四十六条第一項の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

（審決之確定範圍）

第五十五條之三 審決就每件審判案件確定。但就各個指定商品或指定服務依第四十六條第一項提起請求審判之審決，就各個指定商品或指定服務分別確定。

（特許法の準用）

第五十六条 特許法第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項（第二号及び第三号を除く。）、第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十五条から第百五十四条まで、第百五十五条第一項及び第二項、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条、第百五十八条、第百六十条第一項及び第二項、第百六十一条、第百六十七条並びに第百六十八条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手續、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第百三十一条の二第一項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第一項において準用する特許法第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第百三十二条第一項及び第百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判」と、同法第百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と読み替えるものとする。

2 特許法第百五十五条第三項（審判の請求の取下げ）の規定は、第四十六条第一項の審判に準用する。

（特許法之準用）

第五十六條 特許法第一百三十一條第一項、第一百三十一條之二第一項（第二款及第三款除外）、第一百三十二條至第一百三十三條之二、第一百三十四條第一項、第三項及第四項、第一百三十五條至第一百五十四條、第一百五十五條第一項及第二項、第一百五十六條第一項、第三項及第四項、第一百五十七條、第一百五十八條、第一百六十條第一項及第二項、第一百六十一條、第一百六十七條及第一百六十八條至第一百七十條（審決之效果、審判之請求、審判官、審判的程序、與訴訟之關係及審判之費用）之規定，於審判，準用之。在此情況下，特許法第一百三十一條之二第一項第一款中「在請求特許無效審判以外審判中提出前條第一項第三項所列請求之理由」替換為「在提出商標法第四十六條第一項審判以外審判請求中提出同法第五十六條第一項中準用特許法第一百三十一條第一項第三項所列請求之理由」，同法第一百三十二條第一項及第一百六十七條中「特許無效審判或延長註冊無效審判」及同法第一百四十五條第一項、第一百六十九條第一項中的「特許無效審判及延長註冊無效審判」替換為「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條之二第一項、第五十三條第一項或第五十三條之二之審判」，同法第一百五十六條第一項中「特許無效審判以外之審判，案件」替換為「案件」，同法第一百六十一條中「拒絕審定不服審判」、及同法第一百六十九條第三項中「拒絕審定不服審判及訂正審判」替換為「商標法第四十四條第一項或第四十五條第一項之審判」。

2 特許法第一百五十五條第三項（審判請求之撤回）之規定，於第四十六條第一項中審判，準用之。

（意匠法の準用）

第五十六條之二 意匠法第五十一條の規定は、第四十五條第一項の審判に準用する。

（意匠法的準用）

第五十六條之二 意匠法第五十一條の規定，於第四十五條第一項之審判，準用之。

第六章 再審及び訴訟 [回首頁](#)

（再審の請求）

第五十七條 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條（再審の事由）の規定は、前項の再審の請求に準用する。

（再審的請求）

第五十七條 對於已經確定之撤銷決定及審決，當事人或參加人得請求再審。

2 民事訴訟法（西元一九九六年法律第一百零九號）第三百三十八條第一項及第二項及第三百三十九條（再審之事由）之規定，於前項之再審請求，準用之。

第五十八條 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

第五十八條 審判請求人及被請求人合謀以損害第三人之權利或利益為目的導致作出審決時，第三人對該確定審決得請求再審。

2 前項之再審，應以該請求人及被請求人作為共同被請求人。

（再審により回復した商標権の効力の制限）

第五十九條 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の善意の使用

二 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意にした第三十七条各号に掲げる行為

（因為再審恢復的商標權效力的限制）

第五十九條 被撤銷或宣告無效之註冊商標權，因再審而回復，該商標權的效力不及於下列行為：

一、該撤銷決定或審決確定後再審請求登記前在指定商品或指定服務上對該註

冊商標之善意使用行為。

二、該撤銷決定或審決確定後再審請求登記前善意從事第三十七條各款所列行為。

第六十条 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審決があつた商標登録出願について再審により商標権の設定の登録があつた場合において、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十条 被撤銷或無効宣告之註冊商標權因再審而回復，或拒絶審定商標註冊申請之審決因再審而獲得商標權設定註冊，該撤銷決定或審決確定後再審請求登記之前，善意在日本國內在指定商品或指定服務或與其類似之商品或服務上使用註冊商標或與其近似之商標，致使在再審請求登記時該商標作為表示自己業務所屬商品或服務的標識已經在消費者中廣泛知悉，並且繼續在該商品或服務上使用該商標時，該使用者享有在該商品或服務上使用該商標的權利。承受該業務者，享有同樣之權利。

2 第三十二条第二項之規定，於前項規定之情形，準用之。

（審判の規定の準用）

第六十条の二 第四十三条の三、第四十三条の五から第四十三条の九まで、第四十三条の十二から第四十三条の十五まで、第五十六条第一項において準用する特許法第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文、第百三十二条第三項、第百五十四条、第百五十五条第一項並びに第百五十六条第一項、第三項及び第四項並びに第百五十六条第二項において準用する同法第百五十五条第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 第五十五条の二及び第五十五条の三の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第五十五条の三及び第五十六条の二の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 第五十五条の三の規定は、第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の確定審決に対する再審に準用する。

（審判規定之準用）

第六十條之二 第四十三條之三、第四十三條之五至第四十三條之九、第四十三條之十二至第四十三條之十五、第五十六條第一項中準用特許法第一百三十一條第一項、第一百三十一條之二第一項本文、第一百三十二條第三項、第一百五十四條、第一百五十五條第一項、第一百五十六條第一項、第三項及第四項及第五十六條第二項中準用同法第一百五十五條第三項之規定，於對確定之撤銷決定再審，準用之。

2 第五十五條之二及第五十五條之三規定，於對第四十四條第一項之對審判之確定審決提出再審，準用之。

3 第五十五條之三及第五十六條之二之規定，於對第四十五條第一項之對審判確定審決提出再審，準用之。

4 第五十五條之三之規定，於對第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條之二第一項、第五十三條第一項或第五十三條之二之對審判確定審決提出再審，準用之。

（特許法の準用）

第六十一条 特許法第七十三條（再審の請求期間）並びに第七十四條第三項及び第五項（審判の規定等の準用）の規定は、再審に準用する。この場合において、同條第三項中「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは「第六十七條、第六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

（特許法的準用）

第六十一條 特許法第七十三條（再審之請求期限）及第七十四條第三項及第五項（再審規定等之準用）之規定，於再審，準用之。在此情況下，同條第三項中「第六十七條至第六十八條」應替換為「第六十七

條、第百六十八條」、「特許無効審判或延長註冊無効審判」應替換為「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條之二第一項、第五十三條第一項或第五十三條之二之審判」。

（意匠法の準用）

第六十二条 意匠法第五十八条第二項（審判の規定の準用）の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八条第二項中「第百六十七條の二本文、第百六十八條」とあるのは、「第百六十八條」と読み替えるものとする。

2 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八条第三項中「第百六十七條の二本文、第百六十八條」とあるのは、「第百六十八條」と読み替えるものとする。

（意匠法的準用）

第六十二條 意匠法第五十八條第二項（審判規定之準用）之規定，於對第四十四條第一項對審判確定提出再審，準用之。在此情況下，同法第五十八條第二項中「第一百六十七條之二本文、第一百六十八條」應替換為「第一百六十八條」。

2 意匠法第五十八條第三項之規定，於對第四十五條第一項對審判確定之審決提出再審，準用之。在此情況下，同法第五十八條第三項中「第一百六十七條之二本文、第一百六十八條」應替換為「第一百六十八條」。

（審決等に対する訴え）

第六十三条 取消決定又は審決に対する訴え、第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する第十六条の二第一項の規定による却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第百七十九条から第百八十二条まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十九条中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは、「商標法第四十六條第一

項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

（對審決等提起之訴訟）

第六十三條 對撤銷決定或審決提起訴訟，依第五十五條之二第三項（包括第六十條之二第二項中準用之情況）中準用第十六條之二第一項規定不受理之決定提起訴訟，及對註冊異議申請書或審判或再審請求書之駁回決定提起訴訟，由東京高等法院專屬管轄。

2 特許法第一百七十八條第二項至第六項（起訴期間等）及第一百七十九條至第一百八十二條（被告適格、起訴通知以及審決撤銷訴訟中特許廳長官之意見、撤銷審決或決定及裁判書正本之送達）之規定，於前項之訴訟，準用之。在此情況下，同法第一百七十九條中「特許無效審判或延長註冊無效審判」應替換為「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條之二第一項、第五十三條第一項或第五十三條之二之審判」。

第七章 防護標章[回首頁](#)

第七章 防護標章

（防護標章登録の要件）

第六十四条 商標権者は、商品に係る登録商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品又は指定商品に類似する役務以外の役務について他人が登録商標の使用をすることによりその商品又は役務と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある商品又は役務について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

2 商標権者は、役務に係る登録商標が自己の業務に係る指定役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定役務及びこれに類似する役務以外の役務又は指定役務に類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその役務又は商品と自己の業務に係る指定役務とが混同を生ずるおそれがあるときは、そのおそれがある役務又は商品について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることができる。

3 地域団体商標に係る商標権に係る防護標章登録についての前二項の規定の適用については、これらの規定中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

（防護標章之註冊要件）

第六十四條 商標權人將其商品註冊商標作為表示其業務所屬指定商品之標識在消費者中廣泛知悉之情況下，如因他人將該註冊商標於指定商品或與其類似商品以外之商品或與指定商品類似服務以外之服務上使用而導致其商品或服務與自己業務所屬的指定商品產生混淆之虞，對於該種商品或服務，可以將與該註冊商標相同的標識申請防護標章註冊。

2 商標權人將其服務註冊商標作為表示其業務所屬的指定服務之標識在消費者中廣泛知悉的情況下，如因他人將該註冊商標在指定服務或與其類似服務以外之服務或與指定服務類似之商品以外的商品上使用而導致其服務或商品與自己業務所屬的指定服務產生混淆之虞，對於該種服務或商品，可以將與該註冊商標相同的標識申請防護標章註冊。

3 地域團體商標適用前二項規定進行防護標章註冊，前二項規定中「自己的」應替換為「自己或其成員的」。

（出願の変更）

第六十五條 商標登録出願人は、その商標登録出願を防護標章登録出願に変更することができる。

2 前項の規定による出願の変更は、商標登録出願について査定又は審決が確定した後は、することができない。

3 第十条第二項及び第三項並びに第十一条第五項の規定は、第一項の規定による出願の変更の場合に準用する。

（申請的變更）

第六十五條 商標註冊申請人得將其商標註冊申請變更為防護標章註冊申請。

2 在商標註冊申請作出的核准註冊審定或審決確定後，不得提出前項規定之變更申請。

3 第十條第二項及第三項及第十一條第五項之規定，於依第一項規定提出之變更申請，準用之。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間）

第六十五条之二 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、その登録防護標章が第六十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、この限りでない。

（基於防護標章註冊之權利存續期間）

第六十五條之二 基於防護標章註冊之權利存續期間，自設定註冊之日起十年屆滿。

2 基於防護標章註冊的權利存續期間，得提出延展註冊申請加以延展。但註冊的防護標章喪失第六十四條規定得取得防護標章註冊之要件，不在此限。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）

第六十五条之三 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 防護標章登録の登録番号

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。

3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その出願をすることができる。

4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時（前項の規定による出願があつたときは、その出願の時）に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りでない。

（基於防護標章註冊之權利存續期間延展）

第六十五條之三 申請延展基於防護標章註冊之權利存續期間者，應向特許廳長官提出記載下列事項之申請書：

- 一、申請人之姓名或名稱及其住所或居所
- 二、防護標章註冊之註冊號數。
- 三、前二項所列事項以外，經濟產業省令規定之事項。
 - 2 延展註冊申請，應基於防護標章註冊之權利存續期間屆滿前六個月內提出。
 - 3 申請延展基於防護標章註冊之權利存續期間者，無法在前項規定之期間內提出延展註冊申請，有正當之理由時，限於依經濟產業省令規定期間內，得提出延展申請。
 - 4 基於防護標章註冊之權利存續期間申請延展註冊時，其存續期間，視為在原存續期間屆滿時（依前項規定提出申請，自申請時）延展。但該申請不予核准註冊之審定或審決確定後，或基於防護標章註冊之權利存續期間進行延展註冊，不在此限。

第六十五條之四 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その出願に係る登録防護標章が第六十四條の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたとき。
- 二 その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有する者でないとき。
 - 2 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしなければならない。

第六十五條之四 基於防護標章註冊之權利存續期間延展註冊之申請存在下列情形之一，審査官應作出拒絶延展註冊之審定：

- 一、申請之註冊防護標章喪失第六十四條規定得取得防護標章註冊之要件。
- 二、申請人非擁有防護標章註冊之權利人。
 - 2 審査官未發現拒絶註冊基於防護標章註冊之權利存續期間延展註冊申請理由，必須作出延展註冊之審定。

第六十五條之五 第十四條及び第十五條之二並びに特許法第四十八條（審査官の除斥）及び第五十二條（査定的方式）の規定は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の審査に準用する。

第六十五條之五 第十四條及第十五條之二及特許法第四十八條（審査官之迴避）及第五十二條（審定之方式）之規定，於基於防護標章註冊之權利存續期間延展註冊申請之審查，準用之。

（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新の登録）

第六十五條の六 次条第二項の規定による登録料の納付があつたときは、防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録をする。

2 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。

- 一 防護標章登録に基づく権利を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録番号及び更新登録の年月日
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

（基於防護標章註冊的權利存續期間的延展註冊）

第六十五條之六 依第六十五條之七第二項規定繳納註冊費時，應當對該基於防護標章註冊存續期間延展註冊申請進行註冊。

2 進行前項規定之註冊時，應在商標公報上刊載下列事項：

- 一、基於防護標章註冊之權利享有者之姓名或名稱及住所或居所。
- 二、註冊號數及延展註冊年月日。
- 三、除前二款規定以外之其他必要事項。

（登録料）

第六十五條の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、二万八千二百円に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万三千四百円に区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。

3 第四十条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（註冊費）

第六十五條之七 取得基於防護標章註冊權利之設定註冊者，每件申請應繳納二萬八千二百日圓乘以類別數所得數額之註冊費。

2 取得基於防護標章註冊權利存續期間延展註冊者，每件申請必須繳納三萬

三千四百日圓乘以類別數所得數額之註冊費。

3 第四十條第三項至第五項之規定，於前二項規定，準用之。

（登録料の納付期限）

第六十五條の八 前條第一項の規定による登録料は、防護標章登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

2 前條第二項の規定による登録料は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。

4 登録料を納付すべき者が第一項又は第二項に規定する期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

5 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

（註冊費的繳納期限）

第六十五條之八 前條第一項規定之註冊費，應自核准防護標章註冊之審定或審決之副本送達之日起三十日內繳納。

2 前條第二項規定之註冊費，應自核准防護標章延展註冊之審定或審決之副本送達之日（防護標章存續期限屆滿前送達，指存續期間屆滿之日）起三十日之內繳納。

3 特許廳長官因應該繳納註冊費者之請求，以三十日為限，得延長前二項規定之期間。

4 繳納註冊費者於第一項或第二項規定之期間（依前項規定延長期間時，延長後之期間）內，無法繳納註冊費時，該期間經過後，限於經濟產業省令規定

期間内，得依經濟產業省令繳納註冊費。

5 不可歸責於繳納註冊費者之理由，無法於前項規定繳納註冊費期間内繳納註冊費，即使符合同項之規定，得於原因消滅之日起十四日（在日本國內無住居所者二個月）以內，並於遲誤期間六個月内繳納註冊費。

（利害關係人による登録料の納付）

第六十五条の九 利害關係人は、納付すべき者の意に反しても、第六十五条の七第一項又は第二項の規定による登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害關係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

（利害關係人繳納註冊費）

第六十五條之九 利害關係人即使違反應繳納者之意志，亦得繳納第六十五條之七第一項或第二項規定之註冊費。

2 依前項規定繳納註冊費之利害關係人，在應繳納者獲得實際利益之限度内，得請求返還該註冊費用。

（過誤納の登録料の返還）

第六十五条の十 過誤納に係る第六十五条の七第一項又は第二項の規定による登録料は、納付した者の請求により返還する。

2 前項の規定による登録料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（多繳、誤繳註冊費之返還）

第六十五條之十 多繳、誤繳第六十五條之七第一項或第二項規定之註冊費，依繳納者之請求返還。

2 前項規定註冊費之返還，自繳納之日起一年，不得再請求返還。

3 不可歸責於依第一項規定請求註冊費返還者之理由，無法於前項規定繳納註冊費期間内請求，即使符合同項之規定，得於原因消滅之日起十四日（在日

本國內無住居所者二個月) 以內，並於遲誤期間六個月內請求。

(防護標章登録に基づく権利の附随性)

第六十六条 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権を分割したときは、消滅する。

2 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権を移転したときは、その商標権に従つて移転する。

3 防護標章登録に基づく権利は、当該商標権が消滅したときは、消滅する。

4 第二十条第四項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第二十一条第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後第二十一条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

5 第四十一条の二第六項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第四十一条の三第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後第四十一条の三第二項の規定により商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

6 前項の規定は、第四十一条の三第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力について準用する。

(基於防護標章註冊之權利從屬性)

第六十六條 基於防護標章註冊之權利，該商標權分割時消滅。

2 基於防護標章註冊之權利，該商標權轉移時，與該商標權一起轉移。

3 基於防護標章註冊之權利，該商標權消滅時，一起消滅。

4 依第二十條第四項規定商標權視為消滅時，依第二十一條第二項規定回復該商標權所屬基於防護標章註冊之權利效力，不及於第二十條第三項規定得提出延展註冊申請之期間經過後，因第二十一條第一項申請商標權存續期間進行延展註冊前的次條各款所列行為。

5 依第四十一條之二第六項之規定商標權視為消滅時，依第四十一條之三第二項規定回復該商標權所屬基於防護標章註冊之權利效力，不及於第四十一條

之二第五項規定得提出補繳分割註冊費之期間經過後，因第四十一條之三第二項申請商標權存續期間進行註冊前之次條各款所列行為。

6 前項規定，於依第四十一條之三第三項準用同條第二項之規定回復該商標權所屬基於防護標章註冊之權利效力，準用之。

（侵害とみなす行為）

第六十七條 次に掲げる行為は、当該商標權又は専用使用權を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品又は指定役務についての登録防護標章の使用
- 二 指定商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、引渡し又は輸出のために所持する行為
- 三 指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録防護標章を付したものを、これを用いて当該指定役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
- 四 指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録防護標章を付したものを、これを用いて当該指定役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
- 五 指定商品又は指定役務について登録防護標章の使用をするために登録防護標章を表示する物を所持する行為
- 六 指定商品又は指定役務について登録防護標章の使用をさせるために登録防護標章を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
- 七 指定商品又は指定役務について登録防護標章の使用をし、又は使用をさせるために登録防護標章を表示する物を製造し、又は輸入する行為

（視為侵權之行為）

第六十七條 下列行為，視為侵害商標權或專屬授權之行為：

- 一、在指定商品或指定服務上使用註冊防護標章。
- 二、在指定商品或該商品包裝上貼附註冊防護標章，為轉讓、交付或輸出而持有這些商品或商品包裝之行為。
- 三、在提供服務之過程中，在提供服務接受者使用物品上貼附註冊防護標章，並為使用該物品提供指定服務而持有或輸入該物品之行為。
- 四、在提供服務過程中，在供服務接受者使用的物品上貼附註冊防護標章，並

為使他人使用該物品提供指定服務而轉讓、交付、或為轉讓或交付而持有及輸入該物品之行為。

五、為在指定商品或指定服務上使用註冊防護標章而持有標示註冊防護標章之物品之行為。

六、為使他人指定商品或指定服務上使用註冊防護標章而轉讓、交付、或為轉讓或交付而持有標示該註冊防護標章之物品之行為。

七、為自己或為使他人指定商品或指定服務上，使用註冊防護標章而生產或輸入標示註冊防護標章之物品之行為。

(商標に関する規定の準用)

第六十八条 第五条、第五条の二、第六条第一項及び第二項、第九条の二から第十条まで、第十二条の二、第十三条第一項並びに第十三条の二の規定は、防護標章登録出願に準用する。この場合において、第五条第一項中「三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分」とあるのは「／三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分／四 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号／」と、第五条の二第一項中「四 指定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは「／四 指定商品又は指定役務の記載がないとき。／五 防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないとき。／」と、第十三条の二第五項中「第三十七条」とあるのは「第六十七条（第一号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の二までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第十五条第一号中「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同条第三号中「第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

3 第十八条、第二十六条から第二十八条の二まで、第三十二条から第三十三条の三まで、第三十五条、第三十八条の二、第三十九条において準用する特許法第四百条の三第一項及び第二項並びに第六十九条の規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。この場合において、第十八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内

に納付すべき登録料」とあるのは、「第六十五条の七第一項の規定による登録料」と読み替えるものとする。

4 第四十三条の二（第三号を除く。）から第四十五条まで、第四十六条（第一項第三号及び第七号を除く。）、第四十六条の二、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十四条第一項及び第五十五条の二から第五十六条の二までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第四十三条の二第一号及び第四十六条第一項第一号中「第三条、第四条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項、第二項若しくは第五項、第五十一条第二項（第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項」とあるのは「第六十四条」と、同項第六号中「その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつており」とあるのは「その商標登録が第六十四条の規定に違反することとなつたとき」と読み替えるものとする。

5 前章の規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九条第二号中「第三十七条各号」とあるのは「第六十七条第二号から第七号まで」と、第六十条中「商標登録に係る商標権」とあるのは「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」と、「商標登録出願」とあるのは「防護標章登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と、「商標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標」とあるのは「について当該登録防護標章と同一の商標」と読み替えるものとする。

（關於商標規定的準用）

第六十八條 第五條、第五條之二、第六條第一項及第二項、第九條之二至第十條、第十二條之二、第十三條第一項以及第十三條之二之規定，於防護標章註冊申請，準用之。在此情況下，第五條第一項中「三、指定商品或指定服務及第六條第二項之政令規定之商品或服務類別」應替換為「／三、指定商品或指定服務及第六條第二項政令規定的商品或服務類別。／四、防護標章註冊申請的商標註冊之註冊號數／」，第五條之二第一項中「四、未記載指定商品或指定服務」應替換為「／四、未記載指定商品或指定服務。／五、未記載防護標章註冊申請的商標註冊的註冊號數。／」，第十三條之二第五項中「第三十七條」應替換為「第六十七條（第一款所屬部分除外）」。

2 第十四條至第十五條之二及第十六條至第十七條之二之規定，於防護標章註冊申請之審查，準用之。在此情況下，第十五條第一項中「第三條、第四條第一項、第七條之二第一項、第八條第二項或第五項、第五十一條第二項（包括第五十二條之二第二項中準用之情形）、「第五十三條第二項」應替換為「第六十四條」、同條第三款中「第五條第五項或第六條第一項或第二項」應替換為「第六條第一項或第二項」。

3 第十八條、第二十六條至第二十八條之二、第三十二條至第三十三條之三、第三十五條、第三十八條之二、第三十九條中準用特許法第一百零四條之三第一項及第二項及第六十九條之規定，於基於防護標章註冊之權利，準用之。在此情況下，第十八條第二項中「依第四十條第一項規定註冊費或依第四十一條之二第一項規定自核准商標註冊之審定或審決之副本送達之日起三十日內應繳納註冊費」應替換為「第六十五之七第一項規定之註冊費」。

4 第四十三條之二（第三款除外）至第四十五條、第四十六條（第一項第三款及第七款除外）、第四十六條之二、第五十三條之二、第五十三條之三、第五十四條第一項及第五十五條之二至第五十六條之二之規定，於防護標章註冊之註冊異議及審判，準用之。在此情況下，第四十三條之二第一款以及第四十六條第一項第一款中「第三條、第四條第一項、第七條之二第一項、第八條第一項、第二項及第五項、第五十一條第二項（包括第五十二條之二第二項中準用之情形）、「第五十三條第二項」應替換為「第六十四條」，同項第六款中「該註冊商標變成第四條第一項第一款至第三款、第五款、第七款或第十六款所列商標時」應替換為「商標註冊違反第六十四條之規定」。

5 前章之規定，於防護標章註冊之再審及訴訟，準用之。在此情況下，第五十九條第二款中「第三十七條各款」應替換為「第六十七條第二款至第七款」，第六十條中「商標註冊之商標權」應替換為「防護標章註冊基於防護標章註冊之權利」，「商標註冊申請」應替換為「防護標章註冊申請或基於防護標章註冊之權利存續期間之延展註冊申請」，「商標權設定註冊」應替換為「基於防護標章註冊知權利之設定註冊或基於防護標章註冊之權利存續期間之延展註冊」，「或與其類似之商品或服務上該註冊商標或與其近似之商標」應替換為「與該註冊防護標章相同之商標」。

第七章之二 マドリッド協定の議定書に基づく特例 [回首頁](#)

第七章之二 基於馬德里協定有關議定書之特例

第一節 國際登録出願 [回首頁](#)

第一節 國際註冊申請

（國際登錄出願）

第六十八條之二 日本國民又は日本國內に住所若しくは居所（法人にあつては、營業所）を有する外國人であつて標章の國際登錄に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）第二條（１）に規定する國際登錄（以下「國際登錄」という。）を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二條（２）に規定する出願（以下「國際登錄出願」という。）をしなければならない。この場合において、經濟産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して國際登錄出願をすることができる。

- 一 特許庁に係属している自己の商標登錄出願又は防護標章登錄出願（以下「商標登錄出願等」という。）
- 二 自己の商標登錄又は防護標章登錄（以下「商標登錄等」という。）
 - 2 國際登錄出願をしようとする者は、經濟産業省令で定めるところにより外國語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。
 - 3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 國際登錄出願に係る商標の保護を求める議定書の締約国の国名
 - 二 國際登錄出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分
 - 4 國際登錄出願に係る商標又は標章について議定書第三條（３）の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登錄出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

（國際註冊申請）

第六十八條之二 日本國民或在日本國內有住所或居所（法人指營業所）的外國人希望獲得西元一九八九年六月二十七日在馬德里採納關於商標國際註冊馬德里協定有關議定書第二條（１）規定國際註冊（以下稱為國際註冊），應以下列各項之一為基礎，依協定書第二條（２）之規定向特許廳長官提出申請（以下稱為國際註冊申請）。在此情況下，符合經濟産業省令規定之要件，二人以上得共同提出國際註冊申請：

- 一、以自己正在特許廳審查程序中之商標註冊申請或防護標章註冊申請（以下稱為商標註冊申請等）。

- 二、以自己商標註冊或防護標章註冊（以下稱為商標註冊等）。
- 2 希望提出國際註冊申請者，應依經濟產業省令之規定，提出以外語製作之申請書及其他必要書面文件。
- 3 申請書應記載下列事項：
- 一、請求商標保護國際註冊申請之議定書締約國國家名稱。
- 二、請求商標保護國際註冊申請之商品或服務及第六條第二項政令規定之商品或服務類別。
- 4 希望國際註冊申請之商標或標識適用議定書第三條（3）規定者，必須在申請書中記載要求予以保護之顏色或顏色組合，而且應在申請書中附上若干彩色商標之商標註冊申請之商標或標識或註冊商標或註冊防護標章之複本。

第六十八條之三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二條（1）に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）に送付しなければならない。

2 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならない。

3 第一項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対して送付する。

第六十八條之三 特許廳長官應將國際註冊申請書及必要之書面文件送交議定書第二條（1）規定的國際事務局（以下稱為國際事務局）。

2 在前項情況下，申請書之記載事項及作為申請基礎之商標註冊申請等或註冊商標等之記載事項內容一致，特許廳長官應在申請書中記載該要旨及國際註冊申請受理之日。

3 在第一項之情況下，特許廳長官應當將送交國際事務局之國際註冊申請申請書之複本送交該國際註冊申請之申請人。

（事後指定）

第六十八條之四 国際登録の名義人は、経済産業省令で定めるところにより、議定書第三條の三に規定する領域指定（以下「領域指定」という。）であつて国際登録後のもの（以下「事後指定」という。）を特許庁長官にすることができる。

（事後指定）

第六十八條之四 國際註冊的名義人，依經濟產業省令之規定，得向特許廳長官就議定書第三條之三規定之指定領域（以下稱為指定領域）亦可於國際註冊後之指定（以下稱為事後指定）。

（國際登録の存続期間の更新の申請）

第六十八條の五 國際登録の名義人は、經濟產業省令で定めるところにより、議定書第七條（１）に規定する國際登録の存続期間の更新（以下「國際登録の存続期間の更新」という。）の申請を特許庁長官にすることができる。

（國際註冊存續期間的延展申請）

第六十八條之五 國際註冊名義人依經濟產業省令之規定，得向特許廳長官提出議定書第七條（１）規定之國際註冊存續期間延展（以下稱為國際註冊存續期間之延展）申請。

（國際登録の名義人の変更の記録の請求）

第六十八條の六 國際登録の名義人又はその譲受人は、經濟產業省令で定めるところにより、議定書第九條に規定する國際登録の名義人の変更（以下「國際登録の名義人の変更」という。）の記録の請求を特許庁長官にすることができる。

２ 前項に規定する請求は、國際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は國際登録が効力を有する締約国ごとにすることができる。

（國際註冊名義人變更登記之請求）

第六十八條之六 國際註冊名義人或其受讓人，依經濟產業省令之規定，得向特許廳長官請求變更議定書第九條規定之國際註冊名義人之登記（以下稱為國際註冊名義人變更）。

２ 前項規定之請求，得依照國際註冊之每個指定商品或服務或對國際註冊具有效力之每個締約國提出。

（商標登録出願に関する規定の準用）

第六十八條の七 第七十七條第二項において準用する特許法第十七條第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第十八條第一項の規定は、國際登録出願、事後指定、國際登録の存続期間の更新の申請及び國際登録の名義人の変更の

記録の請求に準用する。

（有關商標註冊申請規定之準用）

第六十八條之七 第七十七條第二項中準用特許法第十七條第三項（限於第三款規定之部分）及同法第十八條第一項之規定，於國際註冊申請、事後指定、國際註冊存續期間之延展申請及國際註冊名義人變更登記之請求，準用之。

（經濟產業省令への委任）

第六十八條の八 第六十八條の二から前条までに定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、經濟產業省令で定める。

（授權經濟產業省訂定行政命令）

第六十八條之八 除了第六十八條之二至前條規定事項外，有關實施議定書規定之國際註冊申請、事後指定、國際註冊存續期間之延展申請以及國際註冊名義人之變更登記請求之具體事項及具體規則，由經濟產業省令規定。

第二節 國際商標登録出願に係る特例 [回首頁](#)

第二節 有關國際商標註冊申請之特例

（領域指定による商標登録出願）

第六十八條の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三条（4）に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第三条の三（2）の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条（1）に規定する国際事務局の登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された日（以下「事後指定の日」という。）にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標

国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分
国際登録簿に記載されている事項のうち国際登録の対象である商標の記載の意義を解釈するために必要な事項として経済産業省令で定めるもの	商標の詳細な説明

（基於領域指定之商標註冊申請）

第六十八條之九 指定日本國為指定領域，視為在議定書第三條（4）規定之國際註冊之日（以下稱為國際註冊日）提出之商標註冊申請。但在進行事後指定之情況下，視為在議定書第三條之三（2）規定之國際註冊事後指定在議定書第二條（1）規定之國際事務局登記簿（以下稱為國際登記簿）上進行登記之日（以下稱為事後指定日）提出之商標註冊申請。

2 指定日本國之國際註冊，國際登記簿上之下表上欄所列事項，視為記載於依第五條第一項規定提出之申請書中、同表下欄所列事項：

國際註冊名義人之姓名或名稱及其住所	商標註冊申請人之姓名或名稱及其住所或居所
國際註冊對象之商標	希望取得商標註冊之商標
國際註冊指定商品或服務及其商品或服務類別	指定商品或指定服務及第六條第二項之政令規定之商品及服務類別
國際註冊簿記載事項中，依經濟産業省令規定，國際註冊對象之商標為解釋其意義所必要記載事項	商標詳細之説明

（国際商標登録出願の出願時の特例）

第六十八條之十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定（以下この章において「国際商標登録出願」という。）に係る登録商標（以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。）がその商標登録前の登録商標（国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。）と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であると

きは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

（国際商標登録申請之申請時間特例）

第六十八條之十 前條第一項規定之視為商標註冊申請之指定領域（本章以下稱為國際商標註冊申請）所屬之註冊商標（本章以下稱為基於國際註冊之註冊商標），如果與該商標註冊前之註冊商標（基於國際註冊之註冊商標除外。本條以下稱為基於國內註冊之註冊商標）相同，而且基於國際註冊的註冊商標之指定商品或指定服務及基於國內註冊的註冊商標之指定商品或指定服務完全重複，並基於國際註冊的註冊商標的商標權人及基於國內註冊的註冊商標的商標權人屬於同一人之情況下，在重複之範圍內，該國際商標註冊申請視為在基於國內註冊的註冊商標所屬的商標註冊申請之日提出之國際商標註冊申請。

2 第六十八條之三十二第三項及第四項之規定，於前項的國際商標註冊申請，準用之。

（出願時の特例）

第六十八條之十一 國際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

（申請時之特例）

第六十八條之十一 國際商標註冊申請適用第九條第二項之規定，同項中「與商標註冊之申請一併」應替換為「自國際商標註冊申請之日起三十日內」。

（出願の分割の特例）

第六十八條之十二 國際商標登録出願については、第十条の規定は、適用しない。

（申請分割之特例）

第六十八條之十二 國際商標註冊申請，於第十條之規定，不適用之。

（出願の変更の特例）

第六十八條之十三 國際商標登録出願については、第十一条及び第六十五條の規定は、適用しない。

(申請變更之特例)

第六十八條之十三 國際商標註冊申請，於第十一條及第六十五條之規定，不適用之。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八條之十四 國際商標登録出願についての第十二條之二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日（事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日）」とする。

(申請公開時在商標公報掲載事項之特例)

第六十八條之十四 國際商標註冊申請適用第十二條之二第二項之規定時，同項第二款中「商標註冊申請之案號及年月日」應替換為「國際註冊之案號以及國際註冊日（在事後指定之國際商標註冊申請情況下，指事後指定日）」。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八條之十五 國際商標登録出願については、第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第一項から第四項まで及び第七項から第九項までの規定は、適用しない。

2 國際商標登録出願についての第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條之三第三項において準用する同法第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「經濟産業省令で定める期間内」とあるのは、「國際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(依照巴黎公約主張優先權之手續特例)

第六十八條之十五 有關國際商標註冊申請，第十三條第一項中因替換而準用特許法第四十三條第一項至第四項及第七項至第九項之規定，不適用之。

2 有關國際商標註冊申請，第十三條第一項中因替換而準用特許法第四十三條之三第三項中準用同法第四十三條第一項之規定，同項中「經濟産業省令規定期間内」應替換為「自國際商標註冊申請之日起三十日內」。

（商標登録出願により生じた権利の特例）

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

（因商標登録申請而產生的權利的特例）

第六十八條之十六 商標國際註冊申請適用第十三條第二項中準用的特許法第三十四條第四項規定的，同項中的「除了繼承及其他概括承受、特許廳長官」應替換為「國際事務局」。

2 國際商標註冊申請，不適用第十三條第二項中準用的特許法第三十四條第五項至第七項的規定。

（国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い）

第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

（伴隨國際註冊名義人變更之國際商標註冊申請之處理）

第六十八條之十七 因國際註冊名義人變更國際註冊指定商品或服務之全部或部分分割轉移之情況下，國際商標註冊申請視為變更後名義人各自之商標註冊申請。

（補正後の商標についての新出願の特例）

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の四の規定は、適用しない。

（關於修改後的商標提出的新申請的特例）

第六十八條之十八 國際商標註冊申請，於第十七條之二第一項或第五十五條

之二第三項（包括第六十條之二第二項中準用之情形）中準用意匠法第十七條之三之規定，不適用之。

2 國際商標註冊申請，於第十七條之二第二項中準用意匠法第十七條之四之規定，不適用之。

（商標權の設定の登録の特例）

第六十八條之十九 國際商標登録出願についての第十八條第二項の規定の適用については、同項中「第四十條第一項の規定による登録料又は第四十一條之二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「第六十八條の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付があつたことを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局からあつたときは」とする。

2 國際商標登録出願についての第十八條第三項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の日（事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日）」と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。

（商標權設定註冊的特例）

第六十八條之十九 國際商標註冊申請適用第十八條第二項規定，同項中「依第四十條第一項規定繳納註冊費，或依第四十一條之二第一項規定在核准商標註冊之審定或審決副本送達之日起三十日內繳納應繳註冊費」應替換為「國際事務局通知依第六十八條之三十第一項第二項繳納個別手續費已經登記在國際註冊簿上」。

2 國際商標註冊申請適用第十八條第三項規定，同項第二款中「商標註冊申請案號及年月日」應替換為「國際註冊案號以及國際註冊之日（在事後指定之國際商標註冊申請中指事後指定日）」，同項第五款中「註冊號數及設定註冊之年月日」應替換為「國際註冊案號以及設定註冊之年月日」。

（国際登録の消滅による効果）

第六十八條之二十 國際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

（国際登録消滅之効果）

第六十八條之二十一 作為其基礎之國際註冊全部或部分消滅時，在該消滅範圍內之全部或部分指定商品或指定服務上之國際商標註冊申請，視為撤回。

2 依前條第一項規定因替換而適用第十八條第二項規定取得設定註冊之商標權（以下稱為基於國際註冊之商標權），作為其基礎之國際註冊全部或部分消滅時，在該消滅範圍內之全部或部分指定商品或指定服務上商標權，視為消滅。

3 前二項之效果，自該國際註冊從國際登記簿上消滅之日起失其效力。

（国際登録に基づく商標権の存続期間）

第六十八條之二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。

3 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

4 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

（基於國際註冊之商標權存續期間）

第六十八條之二十一 基於國際註冊之商標權存續期間，自國際註冊之日（該商標權設定註冊前國際註冊存續期間進行延展，指最近延展之日）起十年屆滿。

2 基於國際註冊之商標權存續期間，得透過國際註冊存續期間之延展而進行延展。

3 國際註冊存續期間延展時，基於國際註冊之商標權存續期間，自原存續期間屆滿時延展。

4 國際註冊存續期間未延展者，基於該國際註冊之商標權，視為自原存續期

間屆滿時消滅。

（存続期間の更新登録の特例）

第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第十九条から第二十二條まで並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十三条第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

（存続期間延展註冊之特例）

第六十八條之二十二 基於國際註冊之商標權，於第十九條至第二十二條及第二十三條第一項及第二項之規定，不適用之。

2 基於國際註冊之商標權適用第二十三條第三項之規定，同項中「第二項之註冊」應替換為「國際註冊存續期間之延展」，同項第二款中「註冊號數及延展註冊之年月日」應替換為「國際註冊號數以及國際註冊存續期間之延展日」。

（商標權の分割の特例）

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の規定は、適用しない。

（商標權分割的特例）

第六十八條之二十三 基於國際註冊之商標權，於第二十四條之規定，不適用之。

（団体商標に係る商標權の移轉の特例）

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七条第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

2 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の三の規定は、適用しない。

（團體商標之商標權轉移之特例）

第六十八條之二十四 基於國際註冊團體商標之商標權；除提出第七條第三項規定書面文件之情形外，不得轉移。

2 基於國際註冊的商標權，於第二十四條之三之規定，不適用之。

（商標權の放棄の特例）

第六十八條之二十五 國際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2 國際登録に基づく商標権については、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

（商標権放棄の特例）

第六十八條之二十五 基於國際註冊之商標權人，得拋棄該商標權。

2 基於國際註冊之商標權，第三十五條中準用特許法第九十七條第一項之規定，不適用之。

（商標権の登録の効果の特例）

第六十八條之二十六 國際登録に基づく商標権の移転、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 國際登録に基づく商標権については、第三十五条において読み替えて準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

（商標権註冊效果的特例）

第六十八條之二十六 基於國際註冊商標權之轉移，因拋棄而消滅或處分之限制，非經登記，不生效力。

2 基於國際註冊之商標權，第三十五條中因替換而準用特許法第九十八條第一項第一款以及第二項之規定，不適用之。

（商標原簿への登録の特例）

第六十八條之二十七 國際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定、信託による変更又は処分の制限」とする。

2 國際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更（信託によるものを除く。）又は消滅は、國際登録簿に登録されたところによる。

（在商標註冊簿上登記之特例）

第六十八條之二十七 基於國際註冊的商標權適用第七十一條第一項第一項規定的，同項中的「商標權之設定、存續期間之延展、分割、轉移、變更、消滅、回復或處分之限制」應替換為「商標權之設定、因信託而發生之變更或處分之限制」。

2 基於國際註冊商標權存續期間之延展、轉移、變更（因信託發生的變更除外）或消滅，取決於國際註冊簿上登記。

（手續の補正の特例）

第六十八條の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の二第一項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

2 国際商標登録出願については、第六十八條の九第二項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き、第六十八條の四十の規定は、適用しない。

（手續修改的特例）

第六十八條之二十八 於第十五條之二（包括第五十五條之二第一項（包括第六十條之二第二項中準用的情形）中準用之情形）或第十五條之三（包括第五十五條之二第一項（包括第六十條之二第二項中準用的情形）中準用的情形）規定之指定期限內，國際商標註冊申請得對記載在申請書中指定商品或指定服務進行補正。

2 國際商標註冊申請，除依六十八條之九第二項之規定視為商標詳細說明事項外，於第六十八條之四十之規定，不適用之。

（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例）

第六十八條の二十九 国際登録に基づく商標権についての第六十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号」とあるのは「第三十三条第一項、第六十八條の二十五第一項若しくは第六十八條の二十六第一項」と、「第七十一条第一項第一号」とあるのは「第六十八條の二十七第一項において読み替えて適用する第七十一条第一項第一号、

第六十八條之二十七第二項」とする。

（存在兩個以上指定商品或指定服務的商標權的特則的特例）

第六十八條之二十九 基於國際註冊商標權適用第六十九條之規定，同條中「第二十條第四項、第三十三條第一項、第三十五條中準用特許法第九十七條第一項或第九十八條第一項第一款」替換為「第三十三第一項、第六十八條之二十五第一項或第六十八條之二十六第一項」，「第七十一條第一項第一款」應替換為「第六十八條之二十七第一項中因替換而適用第七十一條第一項第一款、第六十八條之二十七第二項」。

（國際登録に基づく商標權の個別手数料）

第六十八條之三十 國際登録に基づく商標權の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八條（7）（a）に規定する個別の手数料（以下「個別手数料」という。）として、一件ごとに、次に掲げる額を國際事務局に納付しなければならない。

- 一 二千七百円に一の区分につき八千六百円を加えた額に相当する額
- 二 二万八千二百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額
- 2 前項第一号に掲げる額の個別手数料は國際登録前に、第二号に掲げる額の個別手数料は經濟産業省令で定める期間内に、納付しなければならない。
- 3 特許庁長官は、國際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、國際事務局に対し、当該出願に係る第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付期限を通知するものとする。
- 4 國際商標登録出願は、第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付がないため、その基礎とした國際登録が取り消されたときは、取り下げられたものとみなす。
- 5 國際登録に基づく商標權の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、三万八千八百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を國際事務局に納付しなければならない。
- 6 國際商標登録出願及び國際登録に基づく商標權については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

（基於國際註冊的商標權の個別手續費）

第六十八條之三十 希望取得基於國際註冊之商標權設定註冊者，應向國際事

務局按件繳納議定書第八條（7）（a）規定之下列個別手續費（以下稱為個別手續費）：

- 一、每個類別八千六百日圓加上二千七百日圓所得之數額。
- 二、二萬八千二百日圓乘以類別數所得之數額。
- 2 前項第一款所列個別手續費，應在國際註冊前繳納，第二款所列個別手續費，應當在經濟產業省令規定的期限內繳納。
- 3 對國際商標註冊申請作出核准商標註冊的審定或審決，特許廳長官應將第一項第二款所列數額有關該申請之個別手續費繳納期限通知國際事務局。
- 4 因第一項第二款所列數額之個別手續費未繳納，作為其基礎之國際註冊被撤銷時，國際商標註冊申請視為撤回。
- 5 希望獲得基於國際註冊的商標權存續期間延展者，應向國際事務局按件繳納三萬八千八百日圓乘以類別數所得數額之個別手續費。
- 6 國際商標註冊申請及基於國際註冊之商標權，於第四十條至第四十三條及第七十六條第二項（限於附表第一款所列部分）之規定，不適用之。

（經濟產業省令への委任）

第六十八條之三十一 第六十八條の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

（授權經濟產業省訂定行政命令）

第六十八條之三十一 第六十八條之九至前條規定以外，為實施議定書及基於議定書規則之其他具體必要事項，由經濟產業省令規定。

第三節 商標登録出願等の特例 [回首頁](#)

第三節 商標註冊申請等之特例

（國際登録の取消し後の商標登録出願の特例）

第六十八條之三十二 議定書第六條（4）の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。

- 2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するとき

は、同項の国際登録の国際登録の日（同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日）にされたものとみなす。

一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。

二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であつた商標と同一であること。

三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。

3 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第四条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。

4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の三第二項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。

5 第一項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部（第六十八条の三十二第一項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。）とする。

6 第一項の規定による商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により第二項第一号に規定する期間内にその出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその出願をすることができる。

7 前項の規定によりされた商標登録出願は、第二項第一号に規定する期間が満了する時にされたものとみなす。

（国際登録撤銷後の商標登録申請の特例）

第六十八條之三十二 依照議定書第六條（4）的规定指定日本國為國際註冊對象的商標，其全部或部分指定商品或指定服務上的國際註冊被撤銷時，該國際註冊的名義人可以就該全部或部分商品或服務提出商標註冊申請。

2 前項規定的商標註冊申請，具備下列條件，視為在同項規定國際註冊之註冊日（在同項規定的國際註冊進行事後指定的情況下，指該國際註冊的事後指定之日）提出的註冊申請。

一、前項規定之商標註冊申請自同項規定的國際註冊被撤銷之日起三個月內提

出。

二、希望取得商標註冊之商標及前項規定之作為國際註冊對象之商標相同。

三、前項規定之商標註冊申請指定商品或服務包含在同項規定國際註冊指定之商品或服務範圍內。

3 第一項之國際商標註冊申請依照巴黎公約第四條規定享有優先權時，依照同項規定提出之商標註冊申請也享有該優先權。

4 第一項之國際商標註冊申請依照第九條之三或第十三第一項中因替換而準用特許法第四十三條之二第二項之規定享有優先權，依照同項提出之商標註冊申請也享有優先權。

5 第一項規定商標註冊申請適用第十條第一項之規定，同項中的「商標註冊申請之一部分」應替換為「商標註冊申請之一部分（限於包含在第六十八條之三十二第一項國際申請指定商品或服務範圍內之情形）」。

6 不可歸責於依第一項規定商標註冊申請者之理由，無法於第二項第一款規定期間內申請，即使符合同款之規定，得於原因消滅之日起十四日（在日本國內無住居所者二個月）以內，並於遲誤期間六個月內申請。

7 依前項之規定提出商標註冊申請，視為依第二項第一款規定期間屆滿時申請。

（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）

第六十八條之三十三 議定書第十五條（5）（b）の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二條（1）の規定に基づく国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。

2 前條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、同條第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五條（3）の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

（議定書廢棄後商標註冊申請的特例）

第六十八條之三十三 依照議定書第十五條（5）（b）之規定，指定日本國之國際註冊名義人喪失議定書第二條（1）規定之國際申請資格，該國際註冊名義人得在該國際註冊指定的商品或服務上申請商標註冊。

2 前條第二項至第七項之規定，準用於依照第一項規定提出之商標註冊申請。

在此情況下，前條第二項第一款中「自同項規定之國際註冊撤銷之日起三個月內」應替換為「自議定書第十五條（3）規定廢棄效力產生之日起二年內」。

（拒絕理由の特例）

第六十八條之三十四 第六十八條之三十二第一項又は前條第一項の規定による商標登録出願についての第十五條の規定の適用については、同條中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八條之三十二第一項若しくは第六十八條之三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八條之三十二第一項若しくは第六十八條之三十三第一項若しくは第六十八條之三十二第二項各号（第六十八條之三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八條之三十二第一項又は前條第一項の規定による商標登録出願（第六十八條之三十七及び第六十八條之三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。）については、第十五條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（拒絕理由之特例）

第六十八條之三十四 依照第六十八條之三十二第一項或前條第一項規定商標註冊申請適用第十五條之規定，同條中「具備下列各款規定情形之一」應替換為「具備下列各款規定情形之一或依照第六十八條之三十二第一項或第六十八條之三十三第一項之規定，商標註冊申請不具備第六十八條之三十二第一項或第六十八條之三十三第一項或第六十八條之三十二第二項各款（包括第六十八條之三十三第二項中因替換而準用之情形）規定之要件時」。

2 有關國際註冊商標權之第六十八條之三十二第一項或前條第一項規定之商標註冊申請（在第六十八條之三十七及第六十八條之三十九中指原國際註冊商標權之再申請），於第十五條（限於第一款及第二款規定之情形）之規定，不適用之。

（商標權の設定の登録の特例）

第六十八條之三十五 第六十八條之三十二第一項又は第六十八條之三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）

から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条（４）の規定により取り消された日前又は議定書第十五条（３）の規定による廃棄の効力が生じた日前に第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

（商標権設定注冊の特例）

第六十八條之三十五 依照第六十八條之三十二第一項或第六十八條之三十三第一項規定之商標注冊申請，自該申請所屬國際注冊之國際注冊之日（國際注冊存續期間延展時，指最近的延展之日）起十年以內作出核准商標注冊之審定或審決之情況下，該申請所屬國際注冊依照議定書第六條（４）被撤銷之日前或依照議定書第十五條（３）之規定廢棄效力發生之日前向國際事務局繳納第六十八條之三十第一項第二款所列數額之個別手續費，即使符合第十八條第二項規定，都應當進行商標權之設定注冊。

（存続期間の特例）

第六十八條之三十六 前條に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

（存続期間的特例）

第六十八條之三十六 前條規定之商標權存續期間，自該商標進行國際注冊之日起十年（該國際注冊之存續期間進行延展時，自最近延展之日）屆滿。

2 前項規定之商標權存續期間，於第十九條第一項之規定，不適用之。

（登録異議の申立ての特例）

第六十八條之三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十三条の二の規定の適用については、同条中「、商標登録」とあるのは、「、商標登録（旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録にあつては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされる

ことなくこの条に規定する期間を経過したものを除く。）」とする。

（注冊異議提出の特例）

第六十八條之三十七 對原國際註冊所屬商標權重新提出申請的商標註冊適用第四十三條之二規定，同條中「、商標註冊」應替換為「、商標註冊（原國際註冊所屬商標權重新提出申請的商標註冊，對原國際商標註冊沒有提出註冊異議，除本條規定期間屆滿外）」。

（商標登録の無効の審判の特例）

第六十八條之三十八 第六十八條之三十二第一項又は第六十八條之三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六條第一項の審判については、同項中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八條之三十二第一項若しくは第六十八條之三十三第一項若しくは第六十八條之三十二第二項各号（第六十八條之三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

（商標註冊無効審判之特例）

第六十八條之三十八 對六十八條之三十二第一項或第六十八條之三十三第一項規定之商標註冊申請所屬商標註冊提出第四十六條第一項審判，同項中「具有下列各款情形之一」應替換為「具有下列各款情形之一或違反第六十八條之三十二第一項或第六十八之三十三第一項或第六十八之三十二第二項各款（包括第六十八條之三十三第二項中因替換而準用之情形）」。

第六十八條之三十九 旧國際登録に係る商標權の再出願に係る商標登録についての第四十七條の規定の適用については、同条中「請求することができない。」とあるのは、「請求することができない。商標權の設定の登録の日から五年を経過する前であつても、旧國際登録に係る商標權の再出願に係る商標登録については、もとの國際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六條第一項の審判の請求ができなくなつているときも、同様とする。」とする。

第六十八條之三十九 對原國際註冊所屬商標權重新提出申請的商標註冊適用第四十七條規定，同條中「不得請求之」應替換為「不得請求之，自商標權設

定之註冊日起，屆滿五年前，原國際註冊所屬商標權重新提出申請的商標註冊，對原國際商標註冊所屬商標註冊依本條規定，同樣的不得提出第四十六條第一項審判請求。」。

第八章 雜則 [回首頁](#)

第八章 雜則

（手續の補正）

第六十八條之四十 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。

2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十条第一項又は第四十一条の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることができる。

（手續之補正）

第六十八條之四十 商標註冊申請、防護標章註冊申請、請求或其他商標註冊或防護標章註冊相關手續申請人，於案件審查、註冊異議審理、審判或再審過程中，得提出補正。

2 商標註冊申請人，即使符合前項規定，於申請同時繳納第四十条第一項或第四十一条之二第一項規定之註冊費，得進行減少商標註冊申請類別數之補正。

（指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則）

第六十九条 指定商品又は指定役務が二以上の商標登録又は商標権についての第十三条の二第四項（第六十八条第一項において準用する場合を含む）、第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第四十三条の三第三項、第四十六条第三項、第四十六条の二、第五十四条、第五十六条第一項において若しくは第六十一条において準用する同法第一百七十四条第三項においてそれぞれ準用する同法第一百三十二条第一項、第五十九条、第六十条、第七十一条第一項第一号又は第七十五条第二項第四号の規定の適用については、指定商品又は指定役務ごとに商標登録がされ、又は商標権があるものとみなす。

（商標權存在二個以上指定商品或指定服務之特殊規定）

第六十九條 存在二個以上指定商品或指定服務之商標註冊或商標權，在適用第十三條之二第四項（包括第六十八條第一項中準用情形）、第二十條第四項、第三十三條第一項、第三十五條中準用特許法第九十七條第一項或第九十八條第一項第一款、第四十三條之三第三項、第四十六條第三項、第四十六條之二、第五十四條、第五十六條第一項或第六十一條中準用同法第一百七十四條第三項而準用同法第一百三十二條第一項、第五十九條、第六十條、第七十一條第一項第一款或第七十五條第二項第四款規定，視為依照每個指定商品或指定服務進行商標註冊或享有商標權。

（登録商標に類似する商標等についての特則）

第七十条 第二十五条、第二十九条、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十一条の二第一項、第三十四条第一項、第三十八条第三項若しくは第四項、第五十条、第五十二条の二第一項、第五十九条第一号、第六十四条、第七十三条又は第七十四条における「登録商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。

2 第四条第一項第十二号又は第六十七条における「登録防護標章」には、その登録防護標章に類似する標章であつて、色彩を登録防護標章と同一にするものとすれば登録防護標章と同一の標章であると認められるものを含むものとする。

3 第三十七条第一号又は第五十一条第一項における「登録商標に類似する商標」には、その登録商標に類似する商標であつて、色彩を登録商標と同一にするものとすれば登録商標と同一の商標であると認められるもの含まないものとする。

4 前三項の規定は、色彩のみからなる登録商標については、適用しない。

（與註冊商標近似之商標等特殊規定）

第七十條 第二十五條、第二十九條、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十一條之二第一項、第三十四條第一項、第三十八條第三項或第四項、第五十條、第五十二條之二第一項、第五十九條第一款、第六十四條、第七十三條或第七十四條所指的「註冊商標」，包括與該註冊商標近似、如果加上相同顏色即認為與註冊商標相同之商標。

2 第四條第一項第十二款或第六十七條中所指註冊防護標章，包括與該註冊

防護標章近似、如果加上同色彩即認為與該註冊防護標章相同之標章。

3 第三十七條第一款或第五十一條第一項中所指「與註冊商標近似之商標」，不包括與該註冊商標近似、如果加上相同色彩即認為與該註冊商標相同的商標。

4 前三項之規定，僅由顏色組成之註冊商標，不適用之。

（商標原簿への登録）

第七十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える商標原簿に登録する。

一 商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限

二 防護標章登録に基づく権利の設定、存続期間の更新、移転又は消滅

三 専用使用权又は通常使用权の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 商標権、専用使用权又は通常使用权を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（在商標原簿上之登記）

第七十一条 下列事項，應登記在特許廳所準備的商標原簿上：

一、商標權之設定、存續期間之延展、分割、移轉、變更、消滅、回復或處分之限制。

二、基於防護標章註冊之權利設定、存續期間之延展、轉移或消滅。

三、專屬授權或非專屬授權之設定、保存、移轉、變更、消滅或處分之限制；

四、以商標權、專屬授權或非專屬授權作為標的之質權設定、移轉、變更、消滅或處分之限制。

2 商標原簿之全部或部分可以採用磁帶（包括與其類似確實可以記錄、留存一定事項之媒介物。以下規定相同）之形式製作。

3 本法規定以外有關註冊之必要事項，由政令規定。

（商標登録証等の交付）

第七十一条の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防

護標章登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標章登録証を交付する。

2 商標登録証又は防護標章登録証の再交付については、経済産業省令で定める。

(商標登録証等之交付)

第七十一條之二 商標権設定登録後、或基於防護標章註冊之權利設定註冊後、特許廳長官應當將商標註冊證或防護標章註冊證交付給商標權人。

2 商標註冊證或防護標章註冊證之補發，由經濟產業省令規定。

(証明等の請求)

第七十二条 何人も、特許庁長官に対し、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類若しくは第五条第四項の物件の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類又は同項の物件については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一 第四十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八条第四項において準用する場合を含む）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。次号において同じ。）が記載された旨の申出があつたもの

二 判定に係る書類であつて、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたもの

三 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

四 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

2 特許庁長官は、前項第一号から第三号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

4 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

（證明等的請求）

第七十二條 關於商標註冊或防護標章註冊，任何人都可以請求特許廳長官發給證明、交付書面文件的複本或抄本、閱讀書面文件或第五條第四項之附件或進行抄錄、或交付記載於商標原簿中以磁帶形式製作之部分中記錄事項之書面文件。但具備下列情形之一，特許廳長官認為有必要保持秘密狀態者，不在此限。

一、第四十六條第一項（包括第六十八條第四項中準用情形）、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條之二第一項、第五十三條第一項或第五十三條之二（包括第六十八條第四項中準用情形）規定審判或對這些審判之確定審決進行再審過程中，當事人或參加人提出記載其保有之營業秘密（指不正競爭防止法（西元一九九三年法律第四十七號）第二條第六項規定之營業秘密。次款規定相同。）者。

二、與判定有關的書面文件，當事人提出記載該當事人所保有營業秘密之要點者。

三、存在危害個人名譽或生活安定之虞者。

四、存在危害公共秩序或善良風俗之虞者。

2 前項第一款至第三款所列書面文件，特許廳長官允許同項本文請求時，應將該要旨及其理由通知提出該書面文件者。

3 關於行政機關保有資訊公開法（西元一九九九年法律第四十二號），於與商標註冊或防護標章註冊有關的書面文件及商標原簿中以磁帶形式製作之部分，不適用之。

4 與商標註冊或防護標章註冊有關之書面文件或商標原簿中以磁帶形式製作的部分記錄的個人資訊（指關於保護行政機關保有個人資訊法（西元二〇〇三年法律第五十八號）第二條第五項規定之個人資訊），於同法第四章之規定，不適用之。

（商標登録表示）

第七十三條 商標權者、専用使用權者又は通常使用權者は、經濟産業省令で

定めるところにより、指定商品若しくは指定商品の包装若しくは指定役務の提供の用に供する物に登録商標を付するとき、又は指定役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該指定役務の提供に係る物に登録商標を付するときは、その商標にその商標が登録商標である旨の表示（以下「商標登録表示」という。）を付するように努めなければならない。

（商標登録表示）

第七十三條 商標權人、專屬被授權人、或非專屬被授權人、依照經濟產業省令之規定，在指定商品或指定商品包裝或提供指定服務所用的物品上貼附註冊商標，或於提供指定服務過程中在該服務接受者、提供指定服務之物品上貼附註冊商標，應在該商標上貼附表示其為註冊商標的標記（以下稱為商標註冊標記）。

（虚偽表示の禁止）

第七十四條 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

二 指定商品又は指定役務以外の商品又は役務について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

三 商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を付したもの、指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に商品に係る登録商標を付したもの又は商品若しくはその商品の包装に役務に係る登録商標を付したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為

四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標以外の商標を付したもの、指定役務以外の役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に役務に係る登録商標を付したものの又は役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に商品に係る登録商標を付したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの（次号において「役務に係る虚偽商標登録表示物」という。）を、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為

五 役務に係る虚偽商標登録表示物を、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

(虚偽標記の禁止)

第七十四條 任何人都不得從事下列行為：

- 一、使用註冊商標以外之商標時，在該商標上貼附商標註冊標記或與商標註冊標記相混淆的標記之行為。
- 二、在指定商品或指定服務以外商品或服務上使用註冊商標，在該商標上貼附商標註冊標記或與商標註冊標記相混淆的標記之行為。
- 三、在商品或該商品包裝上貼附註冊商標以外之商標，在指定商品以外商品或該商品包裝上貼附商品註冊商標、或在商品或該商品包裝上貼附服務註冊商標並附加商標註冊標記或與商標註冊標記相混淆之標記，並且為轉讓或交付而持有這些商品或商品包裝之行為。
- 四、在服務接受者使用之物品上貼附註冊商標以外之商標、在指定服務以外服務於服務接受者使用的物品上貼附服務註冊商標、或在服務接受者使用的物品上貼附商品註冊商標並附加商標註冊標記或與商標註冊標記相混淆的標記（次款中稱「為服務所屬的虛偽商標註冊標記物」），並且為使用這些物品提供服務而持有或進口之行為。
- 五、為讓他人使用服務所屬的虛偽商標註冊標記物提供服務而轉讓、交付、或為轉讓、交付而持有或進口之行為。

(商標公報)

第七十五條 特許庁は、商標公報を発行する。

2 商標公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- 一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下
- 二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継
- 三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登録を受けようとする標章についてした補正
- 四 商標権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第四十一条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）
- 五 登録異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ
- 六 登録異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の

確定した決定若しくは確定審決

七 第六十三条第一項の訴えについての確定判決

(商標公報)

第七十五条 特許廳應發行商標公報。

2 除本法另有規定外，在商標公報上應登載下列事項：

- 一、申請公開後拒絕註冊之審定，商標註冊申請或防護標章註冊申請之拋棄、撤回或不受理。
- 二、申請公開後因商標註冊申請產生之權利承受。
- 三、申請公開後記載在申請書之指定商品或指定服務或希望獲得註冊商標或防護標章之補正。
- 四、商標權之消滅（因存續期間屆滿而消滅及因第四十一條之二第六項（包括依同條第八項準用之情形）規定而消滅之情形除外）。
- 五、註冊異議或審判或再審請求及撤回。
- 六、註冊異議確定之決定、審判確定之審決或再審確定之決定或確定審決。
- 七、第六十三條第一項規定訴訟之確定判決。

(手数料)

第七十六条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者
- 二 第十七条の二第二項（第六十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の四、第四十一条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条の四第三項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第三項若しくは次条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者
- 三 第六十八条の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者
- 四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者
- 五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者
- 六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

- 七 商標登録証又は防護標章登録証の再交付を請求する者
- 八 第七十二条第一項の規定により証明を請求する者
- 九 第七十二条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 十 第七十二条第一項の規定により書類又は第五条第四項の物件の閲覧又は謄写を請求する者
- 十一 第七十二条第一項の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者
- 2 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 3 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。
- 4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
- 5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 6 第一項又は第二項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。
- 7 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
- 8 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。
- 9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

（手続費）

第七十六條 下列之人，應考慮實際費用，繳納政令規定之手續費：

- 一、依第十三條第二項中準用特許法第三十四條第四項規定提出承受之人。
 - 二、依第十七條之二第二項中（包括第六十八條第二項中準用之情形）準用意匠法第十七條之四、第四十一條第二項、第四十一條之二第二項、第四十三條之四第三項（包括第六十八條第四項中準用之情形）、第六十五條之八第三項或次條第一項中準用特許法第四條或第五條第一項規定，請求延長期間之人，或依次條第一項中準用同法第五條第二項規定請求變更期日之人。
 - 三、依第六十八條之二規定向特許廳長官提出國際註冊申請之人。
 - 四、依第六十八條之四規定向特許廳長官進行事後指定之人。
 - 五、依第六十八條之五規定向特許廳長官申請延展國際註冊存續期間之人。
 - 六、依第六十八條之六規定向特許廳長官請求變更國際註冊登記名義人之人。
 - 七、請求商標註冊證或防護標章註冊證補發之人。
 - 八、依第七十二條第一項規定請求證明之人。
 - 九、依第七十二條第一項規定請求交付書面文件的複本或抄本之人。
 - 十、依第七十二條第一項規定請求閱讀書面文件或複本之人。
 - 十一、依第七十二條第一項規定請求交付記載於商標原簿中以磁帶形式製作之部分中記錄事項之書面文件之人。
- 2 附表中欄所列之人，應繳納同表格下欄所列金額範圍內，政令規定數額之手續費。
 - 3 前二項規定，依該規定應繳納手續費之人為國家者，不適用之。
 - 4 商標權、因商標註冊申請而產生之權利或基於防護標章註冊之權利由國家及國家以外之人共有，國家及國家以外之人依照第一項或第二項規定應繳納之手續費（以政令規定為限），即使符合該規定，國家以外之人都應繳納該規定中之手續費金額乘以國家以外之人持分所得數額之手續費。
 - 5 依前項規定算定之手續費未滿十日圓之尾數，應當捨去。
 - 6 第一項或第二項手續費之繳納，依經濟產業省令之規定，應以特許印花之形式繳納之。但依經濟產業省令規定，得依經濟產業省令以現金繳納。
 - 7 多繳、誤繳之手續費，依繳納者之請求返還。
 - 8 前項規定手續費之返還，自繳納之日起滿一年，不得再請求返還。
 - 9 不可歸責於依第七項規定請求手續費返還者之理由，無法於前項規定期間內請求，即使符合同項之規定，得於原因消滅之日起十四日（在日本國內無住居所者二個月）以內，並於遲誤期間六個月內請求。

(特許法の準用)

第七十七条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。この場合において、同法第四条中「第二百二十一条第一項」とあるのは、「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条(手続)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは「／二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。／二の二 手続について商標法第四十条第二項の規定による登録料又は同法第四十一条の二第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料(商標法第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。)を納付しないとき。／」と、同法第十八条の二第一項中「第三十八条の二第一項各号」とあるのは「商標法第五条の二第一項各号(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

3 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、商標権その他商標登録に関する権利に準用する。

4 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、商標登録及び防護標章登録に準用する。

5 特許法第八十九条から第九十二条まで(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

6 特許法第九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

7 特許法第九十五条の四(行政不服審査法の規定による審査請求の制限)の規定は、この法律の規定による査定、補正の却下の決定、取消決定若しくは審決及び登録異議申立書若しくは審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為に準用する。

（特許法の準用）

第七十七條 特許法第三條至第五條（期間及期日）之規定，於本法規定之期間及期日，準用之。在此情況下，同法第四條中「第一百二十一條第一項」應替換為「商標法第四十四條第一項或第四十五條第一項」。

2 特許法第六條至第九條、第十一條至十六條、第十七條第三項及第四項、第十八條至第二十四條及第一百九十四條（手續）の規定，於商標註冊申請、防護標章註冊申請、請求及其他與商標註冊或防護標章註冊有關之手續，準用之。在此情況下，同法第九條中の「拒絕審定不服審判」應替換為「商標法第四十四條第一項或第四十五條第一項之審判」，同法第十四條中「拒絕審定不服審判」應替換為「商標法第四十四條第一項或第四十五條第一項之審判」，同法第十七條第三項中の「／二、手續違反本法或基於本法制定之命令規定的方式時」應替換為「／二、手續違反本法或基於本法制定之命令規定的方式時。／二之二、關於手續未繳納商標法第四十條第二項規定之註冊費或同法第四十一條之二第二項規定應與延展註冊申請同時繳納之註冊費（包括商標法第四十三條第一項或第二項規定應繳納之增額註冊費）時。／」，同法第十八條之二第一項中の「第三十八條之二第一項各款」應替換為「商標法第五條之二第一項各款（包括同法第六十八條第一項中準用之情形）」。

3 特許法第二十五條（外國人享有之權利）之規定，於商標權及其他與商標註冊有關之權利，準用之。

4 特許法第二十六條（條約之效力）之規定，於商標註冊以及防護標章註冊，準用之。

5 特許法第一百八十九條至第一百九十二條（送達）之規定，於本法規定之送達，準用之。

6 特許法第一百九十五條之三の規定，於本法或基於本法制定命令之規定所作の處分，準用之。

7 特許法第一百九十五條之四（依行政不服審査法對不服審査の限制）の規定，於本法規定の審定、補正之不予受理決定、撤銷決定或審決及註冊異議申請書或審判或再審請求書不予受理之決定及依本法不得提出不服申請の處分，準用之。

（經過措置）

第七十七條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され

る範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（過渡措置）

第七十七條之二 於制定、修改、廢除基於本法規定之命令時，制定、修改或廢除之合理、必要範圍內，命令得規定所需要之過渡措施（包括關於罰則之過渡措施）。

第九章 罰則 [回首頁](#)

第九章 罰則

（侵害の罪）

第七十八條 商標權又は専用使用權を侵害した者（第三十七條又は第六十七條の規定により商標權又は専用使用權を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（侵害罪）

第七十八條 侵害商標權或專屬授權者（為依第三十七條或第六十七條之規定視為侵害商標權或專屬授權之行為者除外）、處十年以下有期徒刑或科或併科一千萬日圓以下罰金。

第七十八條之二 第三十七條又は第六十七條の規定により商標權又は専用使用權を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十八條之二 從事第三十七條或第六十七條規定視為侵害商標權或專屬授權之行為者，處五年以下有期徒刑或科或併科五百萬日元以下罰金。

（詐欺の行為の罪）

第七十九條 詐欺の行為により商標登録、防護標章登録、商標權若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録、登録異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（詐欺行為罪）

第七十九條 以詐欺行為取得商標註冊、防護標章註冊、基於商標權或防護標章註冊之權利存續期間之延展註冊、對於聲明註冊異議之決定或受審決者，處三年以下有期徒刑或三百萬日圓以下罰金。

（虚偽表示の罪）

第八十条 第七十四条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（虚偽標記罪）

第八十条 違反第七十四条規定者，處三年以下有期徒刑或三百萬日圓以下罰金。

（偽証等の罪）

第八十一条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は登録異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（偽證等罪）

第八十一条 依本法宣誓之證人、鑑定人或通譯對於特許廳或受其囑託之法院為虚偽陳述、鑑定或通譯時，處三月以上十年以下有期徒刑。

2 犯前項之罪者，於案件判定複本送達前、註冊異議決定或審決確定前自白者，減輕其刑或得免除其刑。

（秘密保持命令違反の罪）

第八十一条の二 第三十九条において準用する特許法第百五条の四第一項の規定（第十三条の二第五項において準用する場合を含む。）による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(違反秘密保持命令罪)

第八十一條之二 違反第三十九條中準用特許法第一百零五條之四第一項規定（包括第十三之二第五項中準用之情形）命令者，處五年以下有期徒刑或科或併科五百萬日圓以下罰金。

2 前項之罪，非告訴不得提起公訴。

3 第一項之罪，於日本國外犯同項罪者，亦適用之。

(兩罰規定)

第八十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八條、第七十八條之二又は前條第一項 三億圓以下の罰金刑

二 第七十九條又は第八十條 一億圓以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前條第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により第七十八條、第七十八條之二又は前條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(兩罰規定)

第八十二條 法人代表人或法人、自然的代理人、使用人及其他從業人員，對於法人或自然的業務存在下列違反行為，除處罰行為人外，對該法人處以各項規定的罰金刑或對該自然人處以本條規定的罰金刑：

一、第七十八條、第七十八條之二或前條第一項 三億日圓以下之罰金刑。

二、第七十九條或第八十條 一億日圓以下之罰金刑。

2 於前項情形，對該行為人為前條第二項規定之告訴，其效力及於該法人或自然人，對該法人或自然人為告訴，其效力及於該行為人。

3 依第一項規定，違反第七十八條、第七十八條之二或前條第一項之行為，對於法人或自然人處以罰金刑時，其時效期間應依該等規定中對犯罪之時效期間處理。

(過料)

第八十三条 第二十八条第三項（第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十三条の八（第六十条の二第一項及び第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十六条第一項（第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において、第六十一条（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百七十四条第三項において、第六十二条第一項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二項（第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十八条第三項において、それぞれ準用する特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

(罰鍰)

第八十三条 依第二十八条第三項（包括第六十八条第三項中準用之情形）中準用特許法第七十一条第三項、第四十三条之八（包括第六十条之二第一項及第六十八条第四項中準用之情形）或第五十六条第一項（包括第六十八条第四項中準用之情形）、第六十一条（包括第六十八条第五項中準用之情形）中準用同法第一百七十四条第三項中、第六十二条第一項（包括第六十八条第五項中準用之情形）中準用意匠法第五十八条第二項、或第六十二条第二項（包括第六十八条第五項中準用之情形）中準用同法第五十八条第三項中分別準用特許法第一百五十一条中準用民事訴訟法第二百零七条第一項之規定進行宣誓者，對於特許廳或受其囑託之法院而為虚偽陳述時，處十萬日圓以下之罰鍰。

第八十四条 この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第八十四条 依本法規定，受特許廳或其囑託之法院傳喚之人，無正當理由不到場或拒絕宣誓、陳述、証言、鑑定或翻譯者，處十萬日圓以下之罰鍰。

第八十五条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する

第八十五條 關於證據調查或證據保全，依本法規定經由特許廳或受其囑託之法院命其提出或提示書面文件或其他物件者，無正當理由拒絕服從其命令時，處十萬日圓以下之罰鍰。